

之ヲ証明スルノ途ナキモノ如シ故ニ此
 法律ニハ豫定セタルノ場合ヲ補充セリ是
 法律ニハ分散人ノ債主ノ事務ノ記シ
 而シテ代表スルノ所ノ代理者ノ事ハ毫
 モ之ヲ載セサルヲ以テナリ畢竟スルニ是
 等ハ法律ノ又典ニシテモ補足スルハ乃
 チ立法者ノ任ニ屬スルキモトス
 第四私曲ノ罪ヲ犯シタル分散管財人(第五
 百七十五條)罪ヲ犯シタルヤ否ヲ認定
 分散管財人ノ全ク之ヲ裁利ノ所ノ利定ニ一任セ
 スル事タル是レ法律カ此事項ニ関シテハ毫モ定
 メタル所ナキニ由ルナリ然レモ此法文タル債

主全体ヲ害スルニ至リタル曲取若クハ隠匿ヲ
 假定スルモノトス
 二〇六五(第五百七十五條)末項ニ於テ科シ
 タル罰金ハ新刑法第四百九十九條ニ據テ變更セ
 ラレタリ而シテ右第四百九十九條ノ明文ニ據
 ハ現今其罰金ハ二百ヲラニ以テ三千元ニ以
 下ニシテ裁判所ノ常ニ禁錮ノ刑ト共ニ之ヲ言
 渡サバカラス

魚名會社ノ管理人掛リ裁判官若クハ分散管
 財人ヨリ請求セラルタル所ノ参考ノ事實ヲ
 陳述セヌ又ハ虛偽ノ陳述ヲ為シタル中ハ通
 常倒産ノ刑ニ處セラレタルヲ得一ニ

正當ノ事故ナクシテ掛リ裁判官若クハ分散
管財人ノ召集ニ應セサル者亦同シ

要旨

二〇六六 第五百七十六條ノ理由
二〇六七 第五百七十六條ニ記載シタル刑
適用ハ裁判所ノ判定ニ任セラレタリ

註釋

三〇六六 無名會社ノ家資分散ヲ為ス中ハ分
散管財人ノ必要ナリトスル所ノ参考ノ事實
ヲ己レニ陳述セシムルヲ得サル一カラス第
五百七十六條ニ定メタル刑罰ノ目的モ家資分
散ヲ為セル會社支配人ノ合同ヲ鞏固ナラシム
ルニ在リ

二〇六七 本條ニ記載シタル刑ハ情狀ニ依リ
之ヲ宣告スルト否トハ全ク裁判所ノ判定ニ一
任セラレタルモノトス是レ本條ノ初メニ云々
ノ刑ニ處セラルルト得一ニトアル所以ナリ
刑法トノ關係ニ於テハ通常倒産

要旨

二〇六八 通常倒産ノ刑ハ酌量減等
ノ情狀アル場合ニ於テハ之ヲ減輕スル

二〇六九 通常倒産ノ永遠犯ハ罰ス一カラ

サレモトス

二〇七〇 通常倒産ノ恒犯モ亦罰ス一カラ
サレモトス但シ主ナル犯罪ヲ構造スル

場合「此限ニ在ラス
三〇七二 通常倒産ニ関スル軽罪ノ種々ナ
ル情状ハ治罪法第百六十條ノ意義ニ於
ケル單一ノ所為ヲ構造ス

三〇七二 通常倒産事件ニ付キ放免セラレ
タル被告人ニ再々詐欺倒産ノ虞ヲ以テ告
訴セララル、一ヲ得

註釋

三〇六八 刑法第四百八十九條ノ明文ニ據シ
ハ通常倒産ノ刑ハ一月以上二年以下ノ禁錮
ニ同法第四百九十條ニ掲ケタル百ヲラニ以テ
三千ヲ下ニ以下ノ罰金ト是レ余輩カ第百
七十五條ノ註釋中ニ於テ既ニ叙述シタルト
コ

口ナリ然レハ酌量減等ス一キ情状アル中ハ禁
錮及ヒ罰金ヲ減輕シテ八日以下ノ禁錮二十六
ヲ下ニ以下ノ罰金ニ處スルヲ得、但シ減
シテ違警罪ノ刑ニ降タスナカル、
裁判官ハ又此禁錮及ヒ罰金ヲ別々ニ科スル
ヲ得、
三〇六九 通常倒産ノ未遂犯ハ罰ス一カラサ
ルモトス益シ何等ノ法文ニモ之ヲ罪セサル
ヲ以テ之ヲ刑スルニハ必スヤ明瞭ナル規則
ルヲ要ス、
之ニ未遂犯ヲ處罰スルハ如何ナル場合ト如何
ナル刑トヲ以テスルヤ否ヲ法律ノ定ムル所ト

キ再ヒ逮捕セラル君ク、糾治セラル、所為ニ付ニ
適ニテ放免セラレタル各人、同僚ノ明文ニ法ニ
三〇七ニ治罪法第三百六十條ノ明文ニ法ニ
ス、ト頗ル稀ナリト謂フ可ナル、共謀ニテ
造スル所為ニ此場合ヲ除ク外、通常倒産ヲ
ラ要スルニ此場合ヲ除ク外、通常倒産ヲ
景況ヲ特示シタル後犯シ付キ明カニ主タル
ノ後犯ラ罪トセサルモ刑法第六十條ニ規定
ニトスルニ在リタルナリ蓋シ此意、通常倒産
ヲ包含シタリ是レ其事項ヲ細論スル外、規則
定ムルノ意ニシテ而シテ普通法ノ例ヲ規則
ニトスルニ在リタルナリ蓋シ此意、通常倒産
ノ後犯ラ罪トセサルモ刑法第六十條ニ規定
タ、ル詐欺倒産ノ後犯シ付キ明カニ主タル
景況ヲ特示シタル後犯シ付キ明カニ主タル
ヲ構造スルニ此場合ヲ除ク外、通常倒産ヲ
ヲ要スルニ此場合ヲ除ク外、通常倒産ヲ
ス、ト頗ル稀ナリト謂フ可ナル、共謀ニテ
三〇七ニ治罪法第三百六十條ノ明文ニ法ニ
適ニテ放免セラレタル各人、同僚ノ明文ニ法ニ
キ再ヒ逮捕セラル君ク、糾治セラル、所為ニ付ニ



律ハラレ得、タ、ル、所、為、ヲ、構、造、ス、一、キ、主、タル、事、実
七、ナ、リ、現、在、ニ、其、全、體、ノ、以、外、ノ、者、カ、通、常、倒、産、ノ、刑、ニ、當、リ、法
十、及、ヒ、其、全、體、ノ、以、外、ノ、者、カ、通、常、倒、産、ノ、刑、ニ、當、リ、法
規、定、シ、右、ノ、例、外、タル、假、令、十、一、年、ノ、法、律、ノ、精
然、ル、ト、ナ、シ、ト、謂、フ、者、ア、ラ、ニ、何、等、ノ、例、外、ヲ、設、ケ、合、條
ニ、於、テ、モ、亦、法、律、ハ、此、規、則、ニ、何、等、ノ、例、外、ヲ、設、ケ、合、條
ニ、據、テ、罰、ス、ル、ヲ、常、ト、ス、故、ニ、通、常、倒、産、ノ、刑、及、ヒ、其、次、條
凡、ク、有、リ、請、フ、之、ヲ、左、ニ、述、ベ、シ、テ、ハ、自、ラ、異、論、ノ、サ
ル、モ、如、シ、然、レ、此、點、ニ、就、テ、ハ、自、ラ、異、論、ノ、サ
三、〇、七、ノ、通、常、倒、産、ノ、後、犯、モ、亦、罰、ス、一、カ、ラ、サ
ニ、〇、七、ノ、通、常、倒、産、ノ、後、犯、モ、亦、罰、ス、一、カ、ラ、サ



トアリ則テ通常倒産ハ幾多ノ状況ヨリ生スル
トアリ得キナリ第五百七十三條及ヒ第五百七
十四條參看故ニ是等ノ一狀況ノ所為ヲ構造スルヤ
十條ノ意義ニ於ケル一個ノ所為ヲ構造スルヤ
十條ニ付キ疑ヲ懷クモアリ
例一ハ通常倒産ノ事件ニ於テ過當ナル一身上
ノ費用ヲ為シタリトシテ起訴セラレタル被告
人カ放免セラレタルニ當リ不規則ニ帳簿ヲ設
ケタルノ辭柄ニ依リ又ハ第五百七十三條及ヒ
第五百七十四條ニ掲ケタル其他ニテノ所為ニ
對シ再ヒ起訴セラルルハ得キヤ
之ヲ是ナリト決定スルハ通常倒産ノ分散人ヲシテ
候合又ハ分離ニシテ通常倒産ノ分散人ヲシテ



ル所為及ヒ一刑ノハ惹起スル所為ニ付キ
幾多ノ起訴ヲ受ケレケルニ至ルハ何トナレ
ハ結局唯一ノ刑ニ適用スルハ故ニ通常
倒産ヲ構造スルハ檢察官ノ任ニ在リトス
併合スルハ犯罪法第百六十條ノ意義ニ於ケル
此ニハ治罪法第百六十條ノ意義ニ於ケル
個ノ所為ノ存スルモノハ為ニ付テ最初ノ起訴
後チ至リテ犯シタル所為ニ付テ例外ハ此
限ニ在ラヌトス
三〇七三ニ通常倒産事件ニ付キ放免セラレ
ル被告ハ猶ホ詐欺倒産ニ付キ起訴スルヲ
得ハ是レ其ノ為タル殊別ニ付キ起訴スル元
事實タルハ同一ナル適法ニ之ヲ名状スルハ

之ヲ二箇ノ場合ニ區別スヘシテ其起訴ヲ
受理セシ輕罪裁判所概シテ訴欺倒産ニ係ル
事件ヲ裁判スルノ權限ナキトス加テテ
又詐欺倒産ヲ構造ニテ輕罪ニ下サシタル
年五月十五日ノ法律ニ依テ輕罪ニ付キ刑
中ハ其被告人ノ前ニ通常倒産事件ニ付キ刑
言渡ヲ受ケタルハ拘ハラシテ其事件ニ付テハ猶
ホ起訴セラルルヲ得ルニテ蓋シ其理由トスル
所ハ現ニ罪トナルヲ得ルニテ事實ヲ構造スル
最初ノ處刑ヲ主旨トスル所ノ理由トシテ
又一方ヨリ之ヲ論スルハ假令輕罪ヲ以テ
罰セラレタル後チト雖モ通常倒産ニ付キ定
タル刑ヨリモ更ニ重キ刑ヲ以テ罰セラル
ヲ得ヘキモノトナスニ在リ

第二章 詐欺倒産
第五百七十七條

左ノ場合中ノ一箇ニ在ル家資分散ヲ爲シ
ル商人ハ詐欺倒産者トシテ宣告セラレハ

第一 欺ラ以テ帳簿ヲ脱漏シタルハ詐
欺ヲ以テ帳簿ニ記載シタル事項ヲ除去

第二 塗抹又ハ變更シタルハ詐欺
第二 其貸高ノ一部分ヲ詐取シ或ハ隱蔽

第三 其書類ニ於テ公ケノ証書又ハ私署
在ノ鈔務証書若クハ貸借平均表ニ依

詐欺ノ手段ヲ以テ其ノ負ハカリシ
所ノ

金額ノ負債者ト認メシメタル中

要旨

(三〇七三)

詐欺倒産ノ刑。未遂犯

(三〇七四)

千八百八年ノ商法ト現行商法ト

ノ比較

(三〇七五)

第五百七十七條ハ詐欺倒産ノ三

箇ノ場合

ヲ定ムルモトス

(三〇七六)

家資分散ヲ為シタル商人ノ資格

ハ陪審官ニ於テ証明セラシムルヲ要ス

(三〇七七)

詐欺倒産ニ関スル所為ハ家資分

散ヲ公告スル裁判ノ前後ニ於テ在ルヲ

得ハシ

詐欺倒産ノ事件ニ付テ放免セラ

(二〇七八)

レタル分散人ハ復タ通常倒産者トシテ公

訴セラルル、一ヲ得ハシ

(二〇七九)

外國ニ於テ家資分散ヲ為シタル

自耳義國ノ商人ハ時トシテハ詐欺倒産ニ

付テ自耳義國ニ於テ公訴セララルルヲ得ハ

シ

註釈

(三〇七三)

詐欺倒産ハ通例懲役ノ刑ヲ以テ罰

セラルルハキ罪ヲ構成スルモノトス單夕其未遂

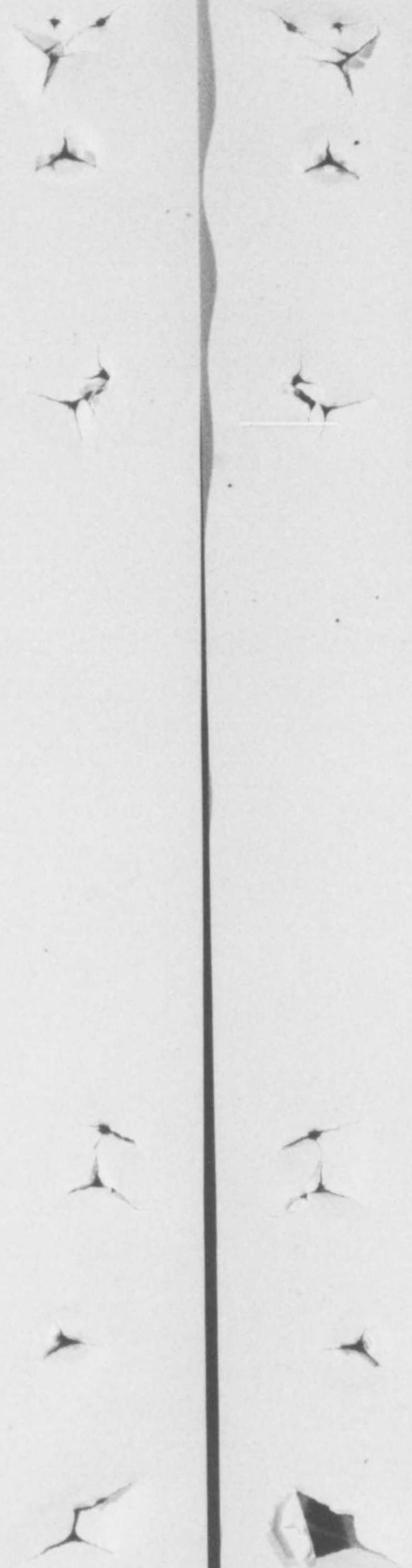
犯罪ニ係ルハ刑法ニ掲ケタル條件ヲ具備シ

タルハ限リ罰セララルハ故ニ其刑タル刑法

第八十條及ヒ第八十一條ニ従ヒ本罪既遂ノ刑

ヨリ直テニ輕キモノトス

三〇七四 千八百八十八年ノ商法ハ詐欺倒産ノ罪ヲ構成スルル幾多ノ特別ノ場合ヲ豫定シタルリ(第一五九百九十三條及ヒ第一五九百九十四條)然レモ現令ノ法律ニ於テハ同一ノ方法ヲ以テテ場合列ス則テ該法律ニ於テハ特別ノ場合ヲ逐一定セテ包テシテ貸高ノ詐欺及ヒ其特別ノ場合ヲ以テテ場合列セシテ罪責ヲ負ハスヘキ所爲ニ付キ特ニ法律カ掲ケサルヲ以テ惡意者ヲ爲ニ付キ特ニ罪ヲ犯スモ不問ニ付セラレハキ僥倖ヲ望ムノ念ヲ飽シムルニ至レリ條ハ家資分散ヲ爲シ三〇七五) 第五百七十七條ハ家資分散ヲ爲シタル商人カ詐欺倒産者トシテ罰セラレハキ左



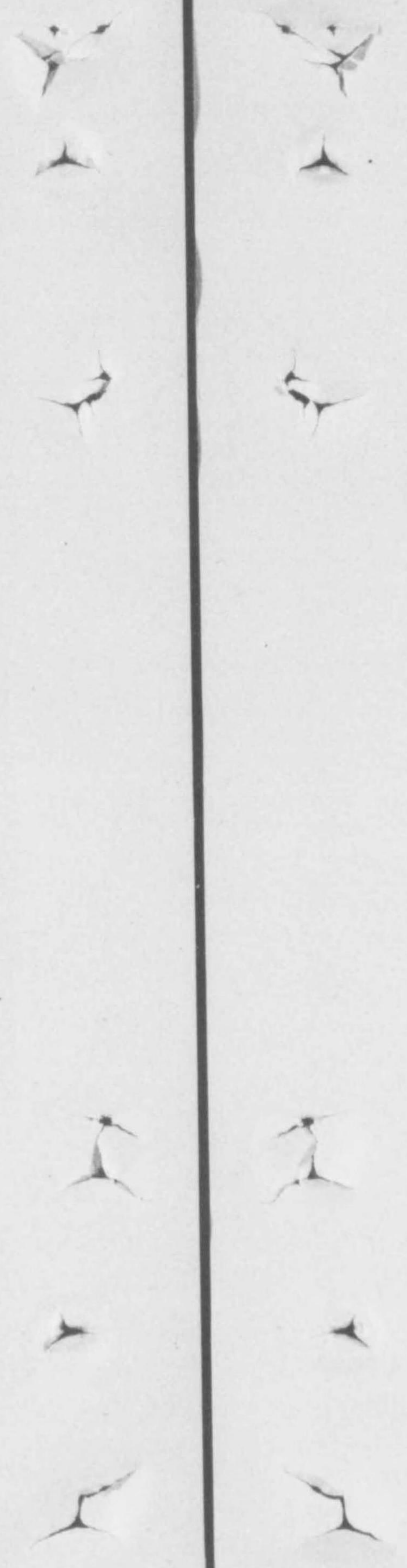
三箇ノ場合ヲ定メタリ 第一分散人自己ノ帳簿ヲ脱漏シタルハ云々(第九百七十七條第一項)此所爲タル債主ヲ害スヘキ重大ナル性質ノモト謂フハ何トナレハ債主ヲシテ分散人ノ業務ノ景状ヲ熟知スルハ能ハサルニ至ラシムルカ故ナリ 第二分散人其貸高ヲ詐取シ或ハ隠蔽シタリルハ云々(第九百七十七條第二項)其貸高ヲ詐取シ或ハ隠蔽スルノ所爲タルハ詐欺主ヲ害セシトシテ行ヒタルモノニシテ亦詐欺ヲ構成スルヤ明カナリ云々(第九百七十五條) 第三其書類ニ於テ云々(第九百七十五條)

十七條第三項

凡ソ分散人カ其ノ負ハサリシ所ノ金額ノ負債者ト認メシムルノ事タル乃テ真債主ヲ害スハオモノナリ是レ偽債主カ真債主ニ混合スルハ真債主ニ歸スヘキ配当額ヲ減少スルノ結果ヲ生スルヲ以テナリ
(三〇七六) 詐欺倒産者トシテ處斷ヲ為スハ第一ニ家資分散者ノ商人タルヲ要ス元素刑事ノ裁判管轄權ハ民事ノ裁判管轄權ト異ナルカ故ニ家資分散ヲ公告スル裁判管轄權ト異ナルノ身分ニ於テ此條件ノ存スルヲ定ムル為メ既決事件ノ効力ヲ有セサルモトス故ニ家資分散ヲ為シタル商人ナル諸ハ陪審官ニ附セラ

レタル主タル問題中ニ之ヲ用ヒサルハカラス何トナレハ重罪ヲ構造スル一原素ニ係レハナリ之ニ及シ分散人カ通常倒産ニ付キ輕罪裁判所ニ公訴セラレタル中ハ家資分散ヲ為シタル商人ノ資格ハ裁判全休ノ確實ナルヲ以テ是レ益ニ此美異アル所以ハ即テ至大ナル重罪事件ニ於テハ陪審官獨リ事實ヲ申述シ及ヒ其曲直ヲ評定スヘキ權ヲ有スルニ在ルヲ以テ故ニ重罪ヲ構造スル所ノ總會セサルニ似テ然レモ重罪裁判所ト異リテ輕罪裁判所ハ輕罪ヲ證明シ亦事實及ヒ

犯意ヲ証明スルノ資格ヲ有スルモ此証明ヲ為シ
テ法律ハ裁判ノ某ノ部分ニ於テハ之ヲ為スヘカ
ラサル
旨ヲ要セサルモナリ
三〇七七) 詐欺倒産ヲ構造スルノ所為ハ家資
分散ヲ公告スル裁判ノ前後ニ於テ在ルヲ得
ヘシ是レ此事項ニ就テハ法律カ何等ノ區別ヲ
モ設ケサルカ故ナリ
三〇七八) 詐欺倒産ノ庸ヲ以テ公訴セラレタ
ル分散人カ放免セララルモ猶ホ通常倒産者ト
シテ起訴セラル、一ヲ得ヘシ但シ詐欺倒産ノ
起訴中ニ包含シタル事實ニ関シテハ此限ニ在
ラズ其所以ハ前文ニ記載シタル限りハ制限ニ依
ルハ



第二ノ訴件即チ通常倒産ノ訴件ハ其目的第一
ノ訴即チ詐欺倒産ニ係ルモノト同一ナル所為
ヲ主眼トスルニ於テ之ヲ裁定スルハ故ニ其事實ハ
重罪裁判所ニ於テ之ヲ裁定スルハ規則ヲ適用ス
ルヲ以テ治罪法第三百六十條ノ規則ヲ適用ス
ルニ由リナカシムルモナリ
三〇七九) 外國ニ居住シテ家資分散ヲ公告セ
ラレタル外國ノ商人若シ白耳義國ニ於テ
其詐欺ノ所為アリタル中ハ詐欺倒産ノ罪アリ
トシテ白耳義國ニ於テ之ヲ起訴セラル、一ヲ得
シ且ツ此國ニ於テ之ヲ起訴セラル、一ヲ得
主ノ権利ヲ侵害シタルハ如キハ殊ニ然リテ債
現ニ家資分散ノ一事ニテハ固ヨリ刑罰ニ觸レ

カルモノニシテ分散人カ罰セラルルハキ詐欺ノ
 所為アルニ非サレハ倒産ノ罪ナキナリ故ニ此
 重罪ハ性質上必ス人モ分散人カ其任所ニ於テ
 犯スルハキモノニアラサレバ若シ白耳義人外國
 於テ財産隠匿ノ所為アリタルトキハ外國
 三十日法律ノ規則ヲ當用スルハ百三十六年十月
 刑法第六十條ニ掲ケタル方法ノ一ヲ以テ前
 條ニ記載シタル所為ヲ教唆シタル者又ハ其
 所為ヲ行フニ付テ容易トシタル者又ハ其倒産
 ヲ準備シ或ハ之ヲ成就セシメタル所為ニ於テ
 於テ若クハ之ヲ成就セシメタル所為ニ於テ

情ヲ知テ詐欺倒産者ヲ幫助シタル者ハ則チ
 詐欺倒産ノ從犯トシテ宣告セララル一ニシ

要旨

(三〇八〇) 詐欺倒産ノ從犯タル種々ノ場合
 (三〇八二) 詐欺倒産ノ從犯人ハ其主タル被

告人ノ放免アルニ拘ハラス処刑セラルル
 一ヲ得ヘシ

(三〇八三) 詐欺倒産ニ関スル重罪ノ共犯人
 ハ躬親カラ家資分散ノ景状ニ在ラサルモ
 起訴セララル、一ヲ得ヘシ

註釋

(三〇八〇) 第五百七十八條ニ據レハ左ニ記載
 シタル三箇ノ方法中ノ一ヲ行フ片ハ詐欺倒産

二 関スル罪ノ從犯トナルヘシ
第一 刑法第六十條ニ記載セタル方法ノ一
ヲ以テ前條ニ掲ケタル所為ヲ教唆セタル

者 第二 前文ニ記載セタル所為ヲ行フニ付キ
指示セタル者

第三 倒産ヲ準備シ又ハ之ヲ容易ナラシメ
タル所為又ハ之ヲ成就セシメタル所為ニ
於テ其情ヲ知テ詐欺倒産者ヲ幫助セタル

三〇 八二 主タル被告人ノ放免セラルルニ拘
ハラス從犯人ハ其刑ヲ宣告セラルルニ由テ罰ス
レ例ハ正犯人罪ヲ犯スノ意ナキニ由テ罰ス

ヘカラスト宣告セラレタル中ノ如シ但シ詐欺
倒産ヲ構造スルカ為メニ必要ナル事實ノ存在
スルヲ其主タル被告人今散人ニ於テ証
明スルヲ要ス若シ此條件即チ其事實ノ存在ス
ルトナキハ則チ刑法上ノ犯罪成立セサルニ
由リ隨テ其從犯人ノアルヘキ理ナシ
二〇 八二 第五百七十八條中ニ列記セタル
八百十年ノ刑法第六十條ハ千八百六十七年ノ
刑法第六十六條及ヒ第六十七條ニ於テ之ヲ改
正セタリ是レ則チ白耳義國ノ大審院カ詐欺倒
産事件ニ於ケル共犯人又ハ從犯人ニ對シ刑法
ノ規則ヲ適用スヘカラスト決定セタル所以ナ
リ是ヲ以テ詐欺倒産者ノ共犯人ニ對シテ起訴

スルヲ得ニハ共犯人自ラ其家資ハ數ノ景状
ニ在ルヲ必要トセサルナリ何トナレハ此規
則ニ從ヘハ主タル被告人ノ身今ニ欠クヘカ
カニ資格ヲ有スルナリキモ其罪ノ共犯人ト為
ルヲ得一ケレハナリ

第三章 總則

詐欺ノ所為ニ因テ債主全体ニ被ラシメノ損
害ノ賠償ヲシテ倍²鞏固ナラシムルカ為メ
律ハ民事ノ賠償ヲ宜告スルニ付テ非常ノ裁判
權ヲ重罪裁判所及ヒ輕罪裁判所ニ付與シタリ

第五百七十五條 第五百七十九條
第五百七十七條及ヒ第五百
十八條ニ定メタル場合ニ於テ其訴ヲ受理シ

タル重罪裁判所又ハ輕罪裁判所ハ假令ヒ放
免ヲ為ス中ト虽モ在ノ諸件ニ付テハ之ヲ裁
定スヘシ

第一 詐欺ヲ以テ脱漏隱匿ニタル總テノ

財産權利又ハ詐權ヲ債主全体ニ復歸セ

第二 訟求セラシ及ヒ重罪裁判所又ハ輕

罪裁判所ノ裁判ヲ以テ判斷スル所ノ損

害賠償ニ付キ之ヲ裁定スヘシ

其合意ハ總テノ人ニ関シ然レニナラス今散

人ニ関シテモ無効ト宣告セラレヘシ

債主ハ取消サレタル合意ニ據テ收受ニタル
金額又ハ有價物ヲ權利者ニ返還スヘキモノ

トス

要旨

(三〇八三) 第五百七十九條ハ普通法ニ據ラ

(二〇八四) 今散人ハ詐欺ニ係ル合意ノ取消

(二〇八五) 取消訴權ノ期滿免除ノ期限

(二〇八六) 第五百七十九條ノ明文ノ權利者

ナル文義ノ説明

註釋

(三〇八三) 原則上ヨリ論スルハ放免ノ場合

原告人又ハ重罪被告人ヨリ請求ニタル損害賠

償ニ付テハ刑事裁判所中獨リ重罪裁判所ハ民事

償ニ付テモ之ヲ裁断スルヲ得ヘシ(治罪法第
三百六十六條)但シ輕罪裁判所ハ之ヲ裁断スル
ヲ得ス何ントナシハ民事ノ訴權ニ関スル裁
判ハ損害賠償ノ事件ニ付キ刑ノ適用上為ス
キ裁判ノ附属物タルニ過キサルヲ以テナリ故
ニ無罪放免ノ裁判アル中ハ最早刑ヲ適用スル
ヲ得サルモノナシハ則チ裁判所ハ後チ損害賠
償ノ請求ニ付キ判決宣告スルノ資格ヲ有セサ
ルナリ而シテ第五百七十九條ハ此原則ニ據ラ
サルモニシテ猶ホ他ノ關係ニ於テモ亦普通
法ノ存外ナリトス其例外トハ則チ倒産ノ起訴
ヲ受理ニタル重罪裁判所若クハ輕罪裁判所ハ
詐欺ヲ以テ脱漏隱匿ニタル總テノ財産權利又

ハ許権ヲ債主全体ニ復歸セシムル事ヲ職權上
命スルヲ得ルニ在リ(第五百七十九條第一項)
而シテ大體ニ就テ之ヲ論スレハ裁判官ハ唯
原被両造ノ申立ニ基キテ裁判ヲ為スラ得ル
ニシテ若シ訟求セラレサル事物ニ付キ又ハ
一方ニ對シ訟求以外ノ宣告ヲ為シタルトキハ
即チ其裁決ハ敬慎願ニ依テ改正セラル
得ヘシ
(三〇八四) 其合意ハ無効ト宣告セラレハ云
云(第五百七十九條第二項)今散人自ラ詐欺ヲ行
ヒ以テ債主全体ノ權利ヲ詐害シタル一箇ノ契
約ノ取消ヲ請求スルヲ得ヘキハ實ニ奇怪十
ル者ノ如シ蓋シ立法者ノ意ヲ推測スルニ今散

人ハ債主ノ行フヘキ要債ノ権力ニ制セラレ且
ツ何レノ場合ヲ問ハス債主全体ニ對スル損害
ノ賠償ヲシテ今散人ニ其契約ノ取消ヲ請求ス
ルノ權ヲ得セシメ以テ尤モ確實ニ其効ヲ得
メントスルヲ思考シタルモ、如シ
(三〇八五) 取消ノ許権ハ三箇年ヲ以テ其期滿
免除ヲ得ヘシ蓋シ此許権ハ法律上輕罪ノ罪名
ヲ付シタル所為ヨリ生スルヲ以テナリ(詔罪法
第六百三十八條ノ論說)
(三〇八六) 其債主ハ權利者ニ返還スヘキモノ
トス云々(第五百七十九條末項)
權利者ナル語ヲ用ヒラレタルハ則チ返還ヲ受
クヘキ者常ニ一定セザルニ由ルナリ故ニ返還

ハ左ノ状況ニ從テ之ヲ為スヘシ
第一ノ若シ其金額ヲ以テ辨済シ及ヒ今散和

約ニ依リ今散人復ヒ其業務ヲ主招スルニ
至リタルハ之ヲ今散人ニ為スヘシ

第二ノ前段同一ノ場合ニ於テ今散人今散和
約ヲ得サル中ハ之ヲ今散管財人ニ為スヘシ

第三ノ第三者カ家資分散ノ評議ニ於ケル投
言ノ代價ヲ訴ヘラレタル債主ニ辨済シ夕

ル中ハ之ヲ其第三者ニ為スヘシ(第五百七
十五條第三項參看)

第五百七十五條及ヒ第五百七十七條ニ記載



ニタル詐欺ノ証書又ハ合意ノ取消ヲ民事ノ
方法ヲ以テ訴工ヘキ場合ニ於テハ家資分散
ヲ開始シタル地ノ管轄ニ於ケル商事裁判所

ニ其訴ヲ提出スヘシ
要旨 第五百八十條規則ノ理由

(二) 〇八七(註釋) 家資分散ヲ開始シタル地ノ商事裁

判所ハ他ノ裁判所ニ比スルハ更ニ家資分散ノ

如キ事ヲ知シ且ツ之ニ關スル總テノ証書類ノ

七、如キ事ヲ知シ且ツ之ニ關スル總テノ証書類ノ
十、如キ事ヲ知シ且ツ之ニ關スル總テノ証書類ノ
五、如キ事ヲ知シ且ツ之ニ關スル總テノ証書類ノ
條及ヒ第五百七十七條ニ記載

欺ノ証書又ハ合意ノ取消ヲ要求スルキ訴権ヲ
勞五百八十條ニ於ケルカ如ク商事裁判所ノ管
轄ニ帰屬セシメタル條理ニ適フモノト謂フヘ
シ

通常倒産又ハ詐欺倒産ニ於ケル起訴ノ費用
ハ放免ノ場合ニ於ケルニ非ザルハ債主全体
ノ負擔ト爲ス得ル但シ現在出席シタル
債主各自ノ多數ヲ以テ取リタル民事原告人
許可セラルル場合ヲ謂フ散管財人カ民事原告人
ナリタル場合ヲ謂フモトス
要旨
勞五百八十一條ハ旧法制ヲ改正
二〇八八

之タルモノトスル理由
二〇八九) 債主ハ倒産ノ起訴ニ付キ各自民
事原告人ト成ルヲ得ヘシ

註釋

二〇八八) 債主ハ倒産ノ起訴ニ付キ各自民
事原告人ト成ルヲ得ヘシ
於テハ現ニ放免ノ場合ニ於ケル起訴ノ費用
於テハ現ニ放免ノ場合ニ於ケル起訴ノ費用
用テハ現ニ放免ノ場合ニ於ケル起訴ノ費用
用テハ現ニ放免ノ場合ニ於ケル起訴ノ費用
債主各自ノ多數ヲ以テ取リタル民事原告人
ナリタル場合ヲ謂フ散管財人カ民事原告人
ナリタル場合ヲ謂フモトス
三

約定ニ由リ付與セラルタル期限満限ノ後ニ
非カレハ之ヲ行フヲ得ズ

(二〇九〇) 註釋

要旨 第五百八十二條ノ理由

二〇九〇) 豫防ヲ保証スル目的ハ倒産ヲ制止シ以テ
其豫防利益ト其義務ト在ルモノ倒産ニテ債主ヲ以テ
テ其利益ト其義務ト在ルモノ倒産ニテ債主ヲ以テ
リ若シ其刑ノ言渡アリハ問ニ在ルモノ倒産ニテ債主ヲ以テ
分散人ニ對スル費用ノ追徴ヲ分散ニ於テ國庫カ
付與セラレタル期間満限前ニ為シ得ルニ依テ
ハ債主ハ勢ヒ已レシノ損害トテ免カレハ刑
ヲ豫防セハシク欲シク分散人ノ罪ヲ免カレハ刑
ヲ豫防セハシク欲シク分散人ノ罪ヲ免カレハ刑

幫助スルノ念憲ニ傾向スヘシ

第五百七十三條及ヒ第五百七十八條ニ
為シタル重罪裁判所ノ處刑
宣告書ハ受刑者ノ費用又ハ輕罪裁判所ノ處刑
ニ定メタル法式ニ從ヒテ之ヲ揭示公告スヘシ

要旨

二〇九二) 費用ハ債主ニ歸屬シテ
二〇九二) 徵收スルヲ得ズ

註釋

二〇九一) 倒産事件ニ關スル重罪裁判所又ハ

三〇九三 前章ニ掲ケタル特別ノ規則及ヒ第
五〇七十九條ノ規則ニ外ニ刑事ノ裁判權ハ氏
事ノ裁判權ト離分置クハキモト又是レ第
五〇八十四條ノ規則ニ於テ以テ何等ノ議論
キナリ

然レ氏家資分散ノ管財人ハ其求メテ夕心
証據物件証券書類及ヒ参考トナルキ事實
ヲ極察官ニ交付陳述スルニ進中書院局ノ經由
物件証券書類ハ審理ノ進行中書院局ノ經由
ニ付テハ通知スルキ量狀ニ置クハ但シ其
通知ハ分散管財人ノ請求ニ依テ之ヲ爲スモ

ハ公正ノ人トシテ分散管財人ハ其私ノ得ニ書託
ハ其公正ノ人トシテ分散管財人ハ其私ノ得ニ書託
管財人ニ交付シテ費用ニテ白紙ニ記載シ
其証據物件証券書類及ヒ裁判所ノ附托ヲ
命セザルモ重罪裁判所ハ輕罪裁判所
ノ裁判ノ後ノ之ヲ分散管財人ニ還付スル
但シ分散管財人ハ其義務釋放ノ人ニ書託
シ

要旨
三〇九四 第五百八十五條ノ理由
三〇九五 分散管財人ノ管理ハ史席裁判
ノ言渡シアリタルニ拘ハラズ分散管財人

清セシムルハ之ヲ不正ト謂ハルヲ得ヌ是レ
 則チ千五百八十條ニ依リて公正ノ拔書
 ハ書託力無費用ニテ白紙ニ記載ニ交付スル
 ト規定セラレタリ故ニ債主全体ハ此
 事項ニ付テハ之レ支拂ノ所ナキモ倒産者トシテ
 三〇九五ノ若シテ分散人カ詐欺ノ倒産者トシテ
 二〇九ノ言渡ラシテ受テタルハ其財産ノ管理ハ
 席裁利ノ言散管財人ニ屬スルハ蓋シ其財産ノ
 管理之ハ重罪ノ欠席被告ニ關スルハ普通法ニ
 於テ特別ノ請求スルヲ得ル規定セラルルハ
 常トシテ其特別ノ規則ハ普通法ノ例外ニ
 ルニテ而シテ其特別ノ規則ハ普通法ノ例外ニ

十三

二〇九ノ註釋ニ依リて
 横濱銀行ノ執行ヲ保固スルカ爲メ
 横濱銀行ノ執行ニ付テハ其ノ執行ニ
 關シテ審理ノ進行ニ付テハ
 此証物ハ其ノ執行ニ關シテ
 加シテ之ヲ必要トシテ
 管財人ノ其書通知ヲ得ルハ
 人益ノ爲メ得ルハ其ノ執行ニ
 件ハ横濱銀行ノ執行ニ關シテ
 其全體ノ利益ノ爲メ得ルハ

白耳義商法註釋

復權支拂猶豫部

曲木如長譯

第三卷 復権

第五百八十六條

分散人其負擔シタル總テノ金額ヲ元金利息
及費用ニ於テ全ク辨濟シタルキハ其復権

ヲ得ヘシシテ家資分散ヲ為シタル商社ノ連帶社

員タルキハ假令特別ノ分散和約ヲ自己ノ

為メ承諾セラレタルキト雖氏會社ノ總テ

ノ負債ヲ元金利息及費用ニ於テ全ク辨償

シタル旨ヲ證明シタル後ト雖氏復権セラル

分散人ハ其死後ト雖氏復権セラル

1. 得、シ

要旨

(二〇九六) 復権の要旨及目的

(二〇九七) 家資分散の公告スル裁判カ既判

カヲ經タルハ公告スル復権ニ由ルニ非

サレハ裁判ノ効力ヲ恢復スルヲ能ハサル

(二〇九八) 復権セントスルハ主タル負債

ト附帯ノ負債トシテ分散人ニ於テ辨濟

スヘキトシテ要スル結果

(二〇九九) 債主ヨリ為タル負債ノ釋免

ハ復権ヲ妨ケサルモノトスル異論ノ利益

(二一〇〇) 第五百八十六條ハ如何ナル利益

ヲ旨トシタルヤ

(二一〇一) 分散人其負債ヲ悉皆辨濟シタル

後ヲハ復権スヘキ權利ヲ有セリ但シ此恩

典ヲ受ケルニ足ラスト公告セラレタル者

(二一〇二) 分散人死去ノ後ニ於ケル復権

註釋

(二〇九六) 家資分散ハ大半無能力ヲ惹起スル

モノニシテ特ニ尤モ重要ナル政權ノ損失ヲ惹

起スヘシ是ヲ以テ法律ハ分散人ヲシテ致々汲

々トシテ全然其負債ヲ辨濟セシムヘキヲ要

スルノ目的ヲ以テ乃チ之ニ復権ヲ約諾セリ

則チ之ヲ詳言スレハ家資分散ニ由テ分散人カ

失ビタル所ノ権利ヲ總テ回復スルヲ許可セ
リ
三〇九七) 家資分散ヲ公告スル裁判カ既判力
ヲ得タルキハ復権ハ裁判上其既往ノ能カヲ恢
復スルカ為メニ分散人ニ附與セラレタル唯一
ノ方法ナリトス故ニ法律ハ他ニ其權利ヲ回復
スルニ付キ何等ノ方法ヲモ記載セサルナリ
三〇九八) 分散人復権ヲ得ニトスルニハ其負
擔シヨリ總テ金額ヲ元金、利息及ビ費用ニ於
テ全ク辨濟スルヲ要ス(第五百八十六條第一項)
故ニ分散人分散和約ニ由テ釋免ヲ得タル場合
ニ於テ假令民法上ヨリ視テ以テ若干額ニ至
ルニテ免債セラレタリト雖モ猶ホ義務ヲ負

ビタル者ナルトハ自然ニ出ルモノナレハ其負
債ヲ全ク辨濟シタル後チニ非サレハ復権スル
トヲ得ス若シ分散人家資分散ヲ為シタル商社
ノ社員タルキハ假令特別ノ分散和約ヲ自己
ノ為メニ義諾セラレタルキト雖モ會社ノ總テ
ノ負債ヲ辨濟セラレタル旨ヲ證明シタル後チ
ニ非サレハ其復権ヲ得ルヲ能ハサルナリ(第五
百八十六條第二項)是レ蓋シ原則ニ於テ合名會
社ノ社員ハ其會社ノ負債ニ付キ連帶ノ責任ヲ
有スルナリ結果ヨリ來リタルモト謂フヘシ
二〇九九) 分散人ニ付與セラレタル任意ノ款
免ハ復権ノ障礙ト為ルニ至ルハシトテ說述
スル所ノ學者アリ蓋シ其意ノ在ル所ヲ推究ス

ルニ全部ノ辨済ハ公安ヲ得ルノ條件ニシテ之ヲ為セザル免債ニ付テハ他ニ何等ノ方法ヲ以テスルモ之ヲ補得ハカラストニ言フニアリ此説ハ甚ク苛酷ニ失シタルモト謂フヘシ今一負債ニ付ケル任意ノ釈免ハ以テ分散人ヲシテ免債セシムル一ヲ其分散人ノ債主ニ禁止セラレタルカ否ナ禁止セラレタル一ナシ若シ此債主ニシテ敢テ負債ノ返還ヲ收受スル一ヲ欲セザルハ之ヲ強ユル一ヲ得ヘキ分散人カ實物呈供ヲ為シ及ヒ委託シ得ヘキ一ヲ以テ論難スル者アリヤ若シ債主カ自ラ其旧負債者ノ義務ヲ釈免スルハ其委託ニ續テ為ス所ノ實物呈供ハ何等ノ利益アリヤ若シ負債者カ自

己ニ承諾セラレタル釋免ニ據テ業ニ既ニ當然免債セラレタルハ委託ハ猶ホ如何シテ其結果ヨリ生ズル一ヲ得ヘキモ之ヲ要スルニ此疑問ハ皆ナ實際緊要ナラサルモノナリ其所以ハ若シ債主分散人ノ復権ヲ妨クル一ナクシテ免債セント欲スルハ全部ノ辨済ヲ証スル通常ノ領収証ヲ分散人ニ交付スル一ハ固ヨリ為シ得ヘキ所ニシテ其事實ヲ証明スヘキ資格ニ至テハ何人ト雖モ之ヲ有セザルモノナリ

(二一〇〇) 第五百八十六條ニ記載セラレタル利息ハ法律ノ一般ノ原則ニ從ク分散人ニ於テ負担スヘキ所ノトス然レ氏數多ノ學者中

家資分散ノ公告スル裁判ハ恰モ裁判上ノ請求
又ハ法律ノ明確ナル規定ニ於ケルカ如ク此裁
判アリタル以來ハ如何ナル負債ニ付テモ分散
人ハ當然其利息ヲ負擔スヘシト論スル者アリ
此ノ如キ場合ニ於テハ家資分散ノ為メニ訴權
カ終局スルヲ得サルトノ一事ヲ以テ裁判所
ニ訟ノルヲ要セサル旨ヲ主張スル者アリ
余輩ノ見ル所ノ以テハ此説ハ單純ナル思
量タルニ過キスレテ此点ニ付キ法律・明文ナ
キニ當リ之ヲ補フニ足ラサルモノト云ハサル
ハカラス若シ果シテ法文ノ欠遺アリトスルハ
ハ之ヲ補フハ獨り立法者ノ任ニ屬スヘキモノ
ナリ

(二一〇二) 分散人其負債ノ全部ヲ辨濟シ
ト雖モ當然復権セラル、モノニ非ラス乃テ復
権ハ裁判所ニ於テ付與セラルヘキモノナリ(第
五百八十七條參看)然レモ分散人若シ其負債ヲ
全ク辨濟シタルモ及ヒ復権セラル、ノ品位ナ
キ者ト公告セラレタル人中ニ入ラサルモハ管
轄控訴院ハ第五百八十六條^ニ背反スルヲナリシ
ラ復権ヲ拒止スルヲ得ス是レ第五百八十六
條ニ其復権ヲ得、ト記載セラレタルハ乃チ
分散人ノ利益ノ為メニ制定法ヲ設ケタルモノ
ニシテ控訴院ニ專斷權ヲ附與シタルニ非サル
ナリ其故ハ控訴院ニ於テ拒止スルヲ得、ニ
十ノ語ナキヲ以テナリ

(三) 一〇一 公ク道義ヲ目的トシ及ク分散人
ノ子女其他ノ者ヲシテ其父其配偶者ノ記憶ニ
遺存セル家資分散ノ公告ニ常ニ付着シタル汚
辱ノ洗滌人ハキ一ヲ獎勵スルカ為メニ第五百
八十六條ノ末項ニ左ノ如ク規定シタリ
人ハ其死去ノ後ケト雖モ復権セラル、一ヲ得
ルニ此復権ノ條件ハ前文ニ記載シタルモ
ト同一ナルモノナリ乃ケ分散人ノ負債ヲ全部
清算スル一ヲ要スル一是レナリ
凡ソ復権ニ於ケル訟求ハ分散人ノ住所ノ地
ヲ管轄スル控訴院ニ之ヲ為スハ之原告人ハ
其請願書ニ受取證書及ク其他ノ証明書類ヲ

添ハサルヘカラス
控訴院檢事長ハ其請願書ノ通牒ヲ得タル上
其請願書ノ副本ヲ自カラ保証シテ原告人住
所ノ商事裁判所ノ檢事ト其裁判所長トニ差
致シ若シ又家資分散後ニ住所ヲ變シタル所
ハ其家資分散ヲ為シタル郡ノ商事裁判所ノ
檢事ト其裁判所長トニ送致シ該檢事及ク裁
判所長ニ其説明セラレタル事柄ノ真正ナル
ヤ否ニ付キ其得ヘキ所ノ總テ參照件ヲ收
取スル一ヲ命スヘシ
之シカ為ノ檢事ノ求ニ依リ右請願書ノ寫ヲ
民事裁判所及ク商事裁判所ノ訟廷ト商人集
會場並ニ邑廳トニ二月間貼示シ且ツ新聞紙

= 抜書ヲ以テ記載セシムヘシ

要旨

(二一〇三) 第五百八十七條ハ專ラ手續ニ關スル規則ヲ掲ケタルモノナリ

註釋

(二一〇三) 復権ハ當然之ヲ行フヘキモノニ非ラサルヲハ既ニ前文ニ於テ説述シタル所ナリ則テ之ヲ行フニ付テハ分散人住所ノ地ヲ管轄スル所ノ控訴院ニ於テ之ヲ付與セラシタルハカラス第五百八十七條ハ右ニ關スル初次ノ訴訟手續ヲ規定セリ而シテ其餘ニ包含スル規則ハ通常ノ法式ニシテ一讀了解シ易キモノナルヲ以テ之ニ註釋ヲ加フルハ恰モ蛇足ヲ添フル

= 似タルカ故ニ此ニハ唯々法律ノ明文ヲ示ス
= 止メリ

第五百八十八條

凡ソ自己ノ債權ノ主額、利息及ヒ費用ヲ悉皆辨濟セサル債主其他總テノ關係人ハ昭示中ノ時間証明書類ニ基キタル單一ノ証書ヲ書記局ニ差出しテ以テ復権ニ對シテ故障ノ申立ヲ為スヲ得ヘシ故障ヲ申立ツル債主ハ復権ニ關スル訴訟手續ニ參加スルヲ得ス

要旨

(二一〇四) 全部ニ非サル辨濟ヲ受ケタル債主ハ復権ニ對シテ故障ヲ為スヲ得ヘシ

(二一〇五) 他ノ總テノ關係人ニ於ケルモ亦

同一ナルトス

註釋

三〇四 負債ノ全部ヲ辨濟セサル債主ハ復
 権ニ對シテ故障ノ申立ヲ為スニテ得ヘシ是レ其
 利益アルト明瞭ナルモニシテ此故障ハ以テ
 負債者ヲシテ其義務ヲ盡スニ至ラシルニ
 之レアルヘキニ由テ定メタルモノナリ然レ
 民法律カ之レニ故障ヲ為スノ權利ヲ與ヘテ其
 訴訟ニ干與スルノ權能ヲ許サハ怪ムヘキ
 カ如シト雖氏抑故ナキニ非ラス蓋シ故障ハ其
 意見ヲ與ヘ又ハ其訟求ヲ裁定スルノ任アル裁
 判所ヲシテ唯々事實ヲ詳悉セシムルノ目的
 因テ之ヲ為スヲ以テナリ之ヲ要スルニ債

主ハ復権ノ請求ヲ許止スルニ付キ金銭上何等
 ノ利益ヲ有セサルナリ何ントナレハ復権ハ債

主ノ權利ヲ侵害セサルカ故ナリ
 (二) 〇五 第五百八十八條ハ總テ他ノ關係人

一年ノ法律議定ノ際ニ於テハ此明文ノ意義ニ

付キ何等ノ説明アリシラ見ス債主ニ就テ之レ

テ金銭上ノ利益ヲ除クノ外ハ斯ノ如キ故障ニ於テ

律ハ徳義上ノ利益ヲ有スル者ナキカ如シ是レ法
 リトシ其正當ナルヤ否ノ事ハ之ヲ裁判所ノ可
 定ニ一任シタル疑フヘカラサルナリ
 第五百八十九條

二箇月ノ期限終リシ後商事裁判所ノ檢事及
七裁判所長ハ各自別々ニ其ノ集取シタル
七件ト其受理シタル故障申立書トヲ控訴院
ノ檢事長ニ送付スヘシ其檢事及裁判所長
ハ訟求ニ付キ目己ノ意見ヲ右ノ書類ニ添
ヘシ

控訴院ノ檢事長ハ復権ノ訟求ヲ採用シ又ハ
棄却スルノ裁判ヲ為サシレシ若シ其訟求
ノ棄却セラレリハ一年ヲ經過シタル後
非サレハ更ニ再々其訟求ヲ為スヲ得ス

要旨
二一〇六) 故障ヲ為スヲ得ヘキ場合
二一〇七) 控訴院ニ於テ判決ヲ為ササル間

ハ貼示公告ニケ月ノ後チト雖氏猶ホ故障
ノ申立ヲ受理セララル、トヲ得ヘシ
二一〇八) 控訴院ハ分散人ニ故障ノ通知ヲ
余スルヲ得ヘシ

二一〇九) 檢察官ニ於テ集取シタル参照件
ハ秘密ナルモノトス〇結果
二一一〇) 第五百八十九條末項ノ説明

註釋

二一〇六) 第五百八十八條ハ如何ナル書記局
ト明言セズレテ單一ナル証書ヲ書記局ニ差出
シ以テ復権ニ對シ故障ノ申立ヲ為スヲ關係
人ニ許シタリ是レ則チ民事裁判所ノ書記局又
ハ分散人住所ノ地ノ商事裁判所ノ書記局又ハ

分散人家資分
散以後住所ヲ變更シタルキハ其
家資分散ヲ屬分スヘキ郡ノ商事裁判所ノ書記
局ニ故障ノ申立ヲ為スルヲ得ヘキハ第五百八
十七條及シテ第五百八十八條ト第五百八十九條
トノ結合ヨリ間接ニ生シタル結果ト謂フヘシ
現ニ貼示期限ニテ月ノ終リタル後チ檢事及シ
前ニ記シタル郡ノ商事裁判所長ハ各自別ニ
其得タル参考トナルヘキ事實ト其受理シタル故
障申立書トヲ控訴院ノ檢事長ニ送付スヘキモ
三十一〇七) 故障ノ申立ハ貼示公告ヨリ二月
ノ後チト雖モ復権ノ請求ニ對シ未タ判決ヲ下
サレザル間ハ猶ホ受理セラレヘキナリ何シト

ナレハ之カ權利ヲ失フヘキナリ付テハ法律カ
其モ規定セサルカ故チ然レモ此場合ニ於テ
ハ其故障申立ノ控訴院判決ノ後チニ達セサル
一ニ注意シテ以テ之レヲ裁決スヘキ控訴院
書記局ニ証書ヲ差出し其故障ヲ為スラ允當ナ
リトス
(三) 一〇八) 故障申立ニ付キ分散人カ答辯シ得
ルカ為メニ之ニ其通知ヲ為スヘキナリテ法律上
明記セサルモ元來事實發見ノ為メニ控訴院ハ
其ノ必要ナリト思量スル諸般ノ處置ヲ為スル
ヲ許ス所ノ專斷權ヲ帶フルヲ以テ之ヲ見レハ
控訴院ニ於テ此權アルヤ否ヨリ論ヲ俟タスト
謂フヘシ

(三) 一〇九 復権請求の理由トシテ提出シタル
事實ニ付キ 檢察官カ集取シタル卷照件ハ裁判
上ノ豫審處分ト謂フテ可ナルヘシ故ニ必スシモ分散
審處分ト謂フテ可ナルヘシ故ニ必スシモ分散
人ニ之ヲ視示セシムヘカラサルモノナリ
(三) 一〇〇 檢事及シ商事裁判所長ハ其集取シ
タル卷照件ト其受理シタル故障申立書トテ檢
事長ニ送付シ且ツ其復権ノ訟未ニ開スル意見
書ヲ之ニ付添スヘシ而シテ檢事長ハ此訟求ヲ
採用シ又ハ棄却スルノ裁判ヲ為サシムヘシ若
シ其訟求ニシテ棄却セラレタルハ一年ヲ經
過シタル後ニ非サレハ更ニ再々其訟求ヲ為
スルヲ得ス(第五百八十九條)

千八百八十年ノ商法第六百十條ニ從ハハ復権ノ
訟求ヲ棄却セラレタルハ更ラニ再々之ヲ為
スルヲ許サス故ニ復権セシメントスルノ希望ハ當
時分散人ノ為ニ滅失シタルモノト云フハ此
此ノ如キ規則ハ嚴酷ニ失シタルモノトナルヲ以
テ新法ニ於テハ一年ヲ經過スルノ後ニ再々之
ヲ訟求スルヲ得ヘキト改正シタリ故ニ分散
人ヲシテ其條件ヲ充タサシメ其辯濟ヲ為サシ
ムルニ至ルテアルヘシ例ニハ當初訟求ノ棄却
ハ草ニ其辯濟ヲ缺カ為シシテ他ニ過失ヲ
ラサル場合ニ於テハ其義務ヲ盡シテ以テ之ヲ
許容セララルル第五百九十九條

復権ヲ許可スル判決、其訟求書ヲ受ケタル
裁判所ノ檢事及ヒ裁判所長ニ送付シ其裁判
所ニ於テハ該判決ヲ公然朗讀シ及ヒ其帳簿
ニ登記スルノ手續ヲ為スヘシ
要旨
三一一一 復権ノ宣告ハ正格ナル法式ニ從
フヘシ

註釋
二一一一 第五百九十條ハ明瞭ニシテ説明ヲ
俟タサレハ茲ニ主要ナル意見ヲ加フルヲ要セ
ズ故ニ余輩ハ唯々復権ノ宣告タル正格ナル法
式ニ從フヘキモノニシテ裁判所ニ於テ其宣告
文ヲ公然朗讀シ上ケ且ツ簿冊ニ登記スヘキ旨ヲ

証明スルニ止マルヘシ元老院委員ノ説明モ之
ニ外ナラス是ヲ以テ家資分散ノ後ナレテ其
債主ニ對シ全部ノ辨濟ヲ為シタル分散人ヲ誠
實ナル者トシテ之ヲ公眾ニ表彰スルハ頗ル其
當ヲ得タルモノト謂フヘシ

第五百九十一條

詐欺倒産者又ハ盜罪、偽造罪、瀆職、詐欺取財若
クハ背信罪ノ為メニ刑ヲ言渡サレタル者、假
冒售賣者、受托轉賣者并ニ其精算或ハ辨濟ヲ
為サハル後見人、管理人其他計算人ハ復権ヲ
許可セラル、フヲ得ス
通常倒産者其言渡サレタル刑ヲ受ケ終リシ
中ハ復権ヲ許可セラル得ヘシ

要旨

(一) 復権セラル、ニ足ラサル者
 (二) 復権セラル、ニ足ラサル者
 (三) 通常倒産者ニシテ期満免除ニ依
 リ其刑終リタルハ復権セラル、
 然レハ宥恕スヘカラスル者ト宣
 告セラ
 以テ復権ノ障碍ト為ルヲナシト

註釋

(一) 第五百九十一條ニ於テハ復権ヲ許
 可セラル、
 (二) 得サル所ノ許多ノ者ヲ列挙セ
 リ何ソヤ是等ノ者ハ其行状ノ為メ
 皆ナ此恩
 惠ヲ受クルニ足ラサル者ニシテ自
 ラ之ヲ招キ
 タルモノナレハナリ余輩ハ此点ニ付
 キ甚モ困

難ヲ生セサルヘキヲ以テ本條第一項ノ明文ニ
 讓リテ復タ爰ニ贅言スルヲナカラス
 (二) 一三 通常倒産者ニシテ期満免除ニ依リ
 其刑終リタルハ復権セラル、
 トナレハ法律ハ其執行ヲ受ケタル者ニ非サレ
 ハ此恩典ヲ許與セサルカ故ナリ(第五百九十一
 條第二項)然レモ分散人カ宥恕スヘキ情状アリ
 ト認メラレガレモ復権ヲ得ルノ障碍トナル
 ナカレハ是レ法律カ此事項ニ関シテ何等ノ
 禁令ヲ設ケサルニ因ルナリ
 第五百九十二條
 凡フ家資分散ヲ為シタル商人ハ其復権ヲ得
 ルニ非サレハ商人集會場ニ出席シ又ハ助言

人トシテ参席シ又ハ原被吉人ノ代理人トナ
テ商事裁判所ニ出廷スルヲ得ス

(二一四) 第五百九十二條ニ依リ
言渡サレ
(二一五) 復権ノ効力

註釋

二一四 第五百九十二條ニ於テ復権ヲ得サ
ル分散人ハ商人集會場ニ出席シ又ハ助言人ト
シテ参席シ若クハ商事裁判所ニ原被吉人ノ代理
人トシテ出廷スルヲ得サル旨ヲ第五百九十二
條ニ於テ規定シタルハ適當ノ理由アルモノ
ト謂フハレ

(三一五) 余輩ハ復権ノ効力ヲ述ハテ以テ此

ニ此事項ヲ結論セントス

復権ノ効力ハ家資分散ニ依リ商人ノ夫ヒタル

總テノ權利ヲ取戻スニ在リ故ニ復権ヲ得タル

者ハ政權ノ執行ヲ回復スヘシ則チ商人集會場

ニ出席スルヲ得及ヒ商事裁判所ニ原被吉人

ノ代理人トシテ出廷スルヲ得ヘシ然レモ其

後若シ復権人未ダ辨濟ヲ為サハル負債ノ為メ

ニ旧債主ヨリ訴ヘラレタルハ其承諾ヲ得タ

ル分散和約ヲ援用シテ以テ右和約ニ定メタル

配當額ノ辨濟ノ爲メ提供スルヲ得ス蓋シ復

権シタル分散人ノ景状ハ分割スヘカラサルモ、
ナルヲ以テ復権ノ為メニ無効ニ歸シタル契約

ハ最早之ヲ採用スルヲ得サレモノトス

第四卷 支拂猶豫

緒言

要旨

(二一) 支拂猶豫ノ大意

(二二) 佛朗西法律ハ猶豫ヲ許サス

(二三) 猶豫ニ關スル千八百十四年十一

月二十五日ノ勅定法律

(二四) 千八百五十一年ノ法律全体ノ精

神

註釋

(三一) 支拂猶豫ハ往昔ノ法律中ニ於テ延

期状ノ文字ヲ以テ其名稱ヲ付シテ一商人ニ付

與セラレタル恩惠ノ期限ナリ而シテ此期限間

ハ總テ何等ノ執行方法ト雖モ其者ノ身体及
財產ニ對シテ之ヲ使用スルヲ能ハサルモノト
ス抑民法第千二百四十四條ニ依テ許可セラレ
タル期限ハ恩惠ニ出テタルモノニシテ其目的
トスル所ハ唯々定マリタル一ノ義務若クハ數
多ノ義務ニ及ホスニ過キサレトモ此支拂猶豫
ハ總テ商人ノ負債ノ全体ニ之ヲ適用スルヲ以
テ自カラ其間ニ差等アルモノトス
（三一七）佛朗西ノ法律ニ於テハ支拂猶豫ヲ
許サス千八百三十八年五月二十八日ノ法律計
議ノ時ニ當リ單純ナル支拂ノ中止ト其止息ト
ヲ區別シテ恩惠ニ出ル此期限ヲ立法上ニ於テ
確認セントスルノ發議アリタルモ遂ニ其發議

ハ採用スル所トナラザリキ是ヲ以テ世人ハ支
拂猶豫ヨリ生スル所ノ不都合ハ右ニ付キ希望
シ得ヘキ利益ヲ凌キ殊ニ家資分散ヲ公告シタ
ル末遂ニ支拂猶豫ヲ招クテ昭シト常ナルハ經
驗ノ證明スルトコロナリト思惟スルニ至レリ
其事ノ當否ニ拘ハラス千八百五十一年ノ白耳
義法律ニ於テハ支拂猶豫ノ主義ヲ保持シタリ
然レ氏右ニ関スル從來ノ法律ヲ改良セント勉
メタルモノニシテ徒ラニ之ヲ欲シタルニ非ラ
ス
（三一八）現今支拂猶豫ハ民事上ノ目的ヲ有
スル爭訟ニシテ專ラ商事裁判所ノ管轄ニ屬ス
ヘキ白耳義憲法第九十二條ノ精神ニ基キ控訴

院ニ於テ之レヲ付與スルニ新法發布前ニ在テ
ハ千八百十四年十一月二十五日ノ勅定法律ニ
依テ國王ヨリ之ヲ付與セラルレタリ而シテ其法
律ノ前文ニ左ノ如ク記セラルレタリ
人ノ普ク知レ所ナリ
朕ギヨイヨム云々
二十年以來政治上ノ事變ニ由リ白耳義國ニ
住スル民人中幾多ノ負債者カ現在ノ景状ヲ
考察シ不幸ニ依リ注意ヲ要スル所ノ者ヲ一
時救護セントス
茲ニ此法律ヲ裁可ス云々
然レハ當時支拂猶豫ハ債主ノ利益ヲ保護スハ
ナレハ當時支拂猶豫ハ債主ノ利益ヲ保護スハ

キカ為メニ必要ナル方法ヲ施サスレテ容易ニ
之ヲ付與シタルカ故ニ嗟嘆スヘキノ結果ヲ生
シタルハナリ
(二一九) 千八百五十一年ノ法律ヲ制定スル
時ニ方リ支拂猶豫ヲ保存スヘキヤ否ヲ定ムル
ノ疑問ハ數日ノ論議ニ涉リ而シテ之ヲ保存
スヘシトノ説ハ遂ニ支拂猶豫タル負債者ノ利
益ニ於ケルモ亦債主ノ眞ノ利益ニ於ケルモ屢
之レヲ典フルヲ可トスルノ思考ヲ以テ勝ヲ制
スルニ至レリ然レヒ新法ハ曰迄ニ依テ生シタ
ル弊害ヲ豫防スルカ為メ充ルノ注意ヲ加ヘ
タリ

第五百九十三條

支拂猶豫ハ臨時意外ノ事件生シタルニ依リ
 一時其支拂ヲ停止セサルヲ得サルニ至リ
 一モ正當ニ檢査ヲ經タル貸借平均表ニ從
 ル額及ハ利息ヲ總テノ債主ニ返還スルノ財
 主額及ハ方法ヲ有スル商人ニ非サレハ之レ
 產若クハ方汰ヲ有スル商人ニ非サレハ之レ
 ヲ附與セス
 商人死去シタル場合ニ於テ其負債ノ償還ニ
 付テノ支拂猶豫ハ前項ニ定メタル理由ト條
 件トニ從テ有限責任ノ相續人ニ之レヲ附與
 スルヲ得

要旨

(二一〇) 支拂猶豫ヲ受クルカ為メニ要セ
 ラレタル條件

三一 一 二 一 一名若クハ數名ノ鑑定人ニ於テ

為ス所ノ貸借平均表ノ調査

(二) 一 二 一 商人ノ相續者ニ付與セラレタ
 ル支拂猶豫ノ條件

註釋

(二一〇) 支拂猶豫ヲ請求スルカ為メニ要セ
 ラレタル條件ハ左ノ如クニシテ乃ケ第五百九
 十三條ニ由テ生スルモノトス

第一商人タル事

商人ニ非サル者ニ關シテハ民法第一千二百四十
 四條ノ規定ヲ以テ充分ナルモノト見做サレタ

然レモ千八百五十一年ノ法律第六百十四條ノ

明文ニ支拂猶豫ハ法律ニ於テ商人ト看做サ、
ル製造場ノ主長ニモ亦之レヲ付與スルヲ得
ヘシ

第二

臨時意外ノ事件生シタルニ依テノ債主
一時其支拂ヲ停止シ且ツ其ノ總テノ債主
ニ對シ主額及ヒ利息ヲ還濟スルカ為メニ
充分ナル財産若クハ方法ヲ有スル者
抑、支拂猶豫ハ債主ノ承諾セサル支拂ノ延期ヲ
之レニ命スルモノニシテ合意契約ノ信憑ヲ傷
害スルモノナリ是ヲ以テ法律ハ全ク例外ノ場
合(則チ臨時及ヒ意外ノ事件生シタル場合ニ於
テハ債主ニ害アルヨリモ寧口利アルモノト見
ユルヲ以テ此場合ニ非サレハ其猶豫ヲ附與セ

サレナリ而シテ如何ナル事件ヲ以テ臨時及ヒ
意外ノモノト看做スヘキヤ否ヲ定ムルノ點ニ
付テハ支拂猶豫ノ請求ヲ審理スヘキ控訴院ノ
判決ニ全ク之レヲ放任セラレタリ蓋シ商人ハ
其職業ヲ營ムニ付妄信、怠惰又ハ疎忽ニ由テ生
シタル阻礙ヲ以テ其ノ猶豫ヲ請求スルノ基本
ト為スヲ得ス故ニ商人ノ支拂猶豫ヲ正當ノ
モノトスルニハ通常前知スル能ハス且ツ妨止
スルヲ得サル事實ノ結果ニ依テ其困難タルヲ
ラ要ス

第五百九十三條ニ記載シタル貸借
平均表(調査)商事裁判所ヨリ命シタル一名若クハ
數名ノ鑑定人ニ於テ之ヲ為スヘキモノトス

二一 商人死亡の場合に當テハ支拂猶豫
ハ其相續人ヨリ之レヲ請求スルヲ得ヘシ但
其相續人ヨリテ通常ノ條件ニ依ルキニ限り且ツ
其相續カ遺産目録上ノ財産ニ依テ承諾セラレ
タル中ニ限ルヘシ(第五百九十三條第二項)此最
終ノ限制ノ理由ハ則チ單純ナル承諾ハ死者ノ
財産ト相續人ノ財産トヲ混同シ隨テ商人ニア
ラス又ハ製造人ニアラサル相續人ハ支拂猶豫
ヲ請求セントスルニ其所要ノ第一ノ條件ヲ缺
クヨリテハ唯自己ノ名義ヲ以テ其請求ヲ為ス
ル中ハ遺産目録上ノ財産ニ依テ承諾セラレタ
ル場合ニ於テハ其二箇ノ財産ハ之レヲ別々ニ

分テ置クナリ故ニ若シ相續人ハ死者ニ於テ斯
ノ如キ利益ヲ得ルカ為メニ要スル所ノ條件ヲ
具備シタル中ハ其相續ニ關スル事項ニ付キ猶
豫ヲ得ヘシトス但シ其相續人ハ必スシモ商人
ルヲ要セス何ントナレハ支拂猶豫ノ請求ヲ
為スハ自己ノ名義ヲ以テセルカ故ナリ

第五百九十四條

負債者ハ其住所ノ郡ノ商事裁判所并管轄控
訴院ニ同時ニ其請願書ヲ差出スヘシ
其請願書ニ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 其請求ノ基因スル出来事ノ説明書
- 二 其貸借高ノ概算明細書
- 三 債主ノ住所及債権ノ金高ヲ記載シタ

ル名簿

控訴院 = 其請願書ヲ差出スルハ院長之レヲ
檢事長 = 通達スヘシ但控訴院附ノ代書人之
レ = 署名スルヲ要ス

要旨

(二一三) 支拂猶豫ノ請求ハ異リタルニ箇

ノ裁判所 = 同時 = 之ヲ差出スヘキ理由

(二一四) 請願書 = 付添スヘキ書類

(二一五) 第五百九十四條末尾ノ規則

註釋

(二一二三) 支拂猶豫ヲ請求セントスル負債者

ハ其請願書ヲ其住所ノ郡ノ商事裁判所及ヒ其
住所ノ地ヲ管轄スル控訴院 = 同時 = 差出スヘ

キモノトス

商事裁判所 = 差出スヘキ所以ハ乃々商事裁判

所カ其請求ヲ審理シテ假ニ猶豫ヲ付典スルカ

故ナリ

控訴院 = 差出スヘキ所以ハ乃々控訴院 = 於テ

ハ猶豫ノ請求 = 對シテ確定ノ判決ヲ下スヘキ

カ故ナリ

(二一二四) 負債者ハ其請願書 = 互ノ書類ヲ添

付スヘシ

第一 請求ノ基因スル出来事ノ説明書

此説明書ハ裁判官ヲシテ其出来事カ真正ノ不

幸ナルヤ又ハ疎虞懈怠計算ノ失誤偶然ノ事件
ナルヤ否ヲ評定セシムルニ尤ニ有用ナルモノ

トス 第二 貸借高ノ概算明細書

此明細書ハ総テノ債主ニ其主額及ク利息ヲ償還スルカ為メニ貸高ノ充分ナルヤ否ヲ確証スルニ必要ナルモトス

第三 債主ノ住所及ク其債権ノ金高ヲ記載シタル名簿(第五百九十四條)

債主ノ名簿ハ債主カ負債者ト對審ク問セラルカ為メ又ハ債主カ其債権ヲ確認シ及ク支拂猶豫ノ請求ニ付キ許否ノ投言ヲ為スカ為メニ之ヲ召集スルノ用ニ供スルモトナリ
(三) 一 二 五 控訴院ニ差出シタル請願書ハ控訴院附ノ代書人之レニ其名ヲ手署スヘキモノト

ス而シテ此請願書ハ控訴院長ヨリ檢事長ニ之ヲ通達スヘシ是レ檢事長ニ於テ法律ノ執行ヲ監視スルヲ得シカ為メナリ

第五百九十五條

商事裁判所ニ差出シタル請願書ハ之レヲ書記ニ交付スヘシ書記ハ其領収書ヲ附與シ預り記書ヲ作ルヲ要セサルモトス
此請願書ニ付テハ商事裁判所長ハ十五日以内ニ債主ヲ召集スヘキ日時場所ヲ定ムヘシ而シテ白耳義官報ヲ除クノ外其召集ヲ掲載スル新聞紙ヲ指定スヘシ
裁判所ハ要用ナル片ハ臨時ニ一名若クハ數名ノ鑑定人ヲ命ジテ負債者ノ業務ノ景状ヲ

調査セシノ且ツ其判事一名ニ委任シテ調査
 = 關スル行為ヲ監督セシムヘシ
 裁判所ハ直チニ又ハ審問中負債者ニ假リ猶
 豫ヲ付與スルヲ得ヘシ
 此場合ニ於テハ裁判所ハ一名若クハ數名ノ
 委員ヲ命シテ其支拂猶豫ノ期間間負債者ノ
 行為ヲ監視監督セシムヘシ

要旨

(二一六) 第五百九十五條第一項規則ノ理

由

(二一七) 第二項ノ説明○第五百九十五條

(二一八) 第三項ノ説明ノ矛盾

(二一九) 假猶豫(第五百九十五條第四項)
 (二三〇) 此猶豫ノ効果
 (二三一) 假リ猶豫ノ許可ハ裁判所ヲシテ
 負債者ノ家資分散ヲ公告スルヲ得サラ
 シムルモトス
 (二二二) 第五百九十五條末段規則ノ説明

註釋

(二二六) 商事裁判所ニ差出シタル請願書ハ
 云々(第五百九十五條第一項)
 法律ニ於テ預証書ヲ差出スルヲ必要トセスシ
 テ書記ヨリ付典セラレタル第一ナル領収証書
 ヲ以テ足レリトシタルハ即チ費用ヲ省クノ目
 的ニ出テタルト謂フヘシ

(三一) 二七 此請願書ニ付テハ商事裁判所長ハ
云々(第五百九十九條第二項)
支拂猶豫ノ請求ニ於ケル訴訟手續ハ迅速ニ進
行スルヲ以テ緊要ナリトス是レ則ケハ商事裁判
所長ハ十五日間ニ債主ヲ召集スヘキ場所ト日
時トヲ定ムヘキ所以ナリ本條ノ明文ニ依レハ
又該所長ハ白耳義モトトシテ本報ヲ除ク外召
集ヲ掲載スヘキ新聞紙ヲ指定スヘキ此規則ハ
即ケ同一ノ職務ヲ掛リ裁判官ニ委任シタル第
五百九十六條ト矛盾スルモノナリ必竟スルニ
此矛盾ノ生シタル所以ハ之ヲ立法者ノ等閑ニ
ラタルモノト謂フヘシ
政府ノ草案ニ於テハ債主ヲ召集スルノ手續ハ

之ヲ裁判所長ニ命スヘキモノトナシタルモ代
議士院ノ委員ハ其召集ヲ以テ寧ロ掛リ裁判官
ノ職掌ニ屬スヘキモノトシテ其議ヲ採用セシ
メタリ是ヲ以テ第五百九十六條ノ第一項ハ此
意義ヲ以テ修正ヲ加ヘラレタリ蓋シ此修正ハ
第五百九十六條ヲモ亦修正スルニ至ルヘキモ
ノナルモ其之ヲ為サバリシハ畢竟遺忘ナリト
謂フヘシ今法律ノ精神ニ據テ之ヲ考フレハ債
主ヲ召集スヘキキヲ任セラレタル掛リ裁判官
ハ亦其召集ヲ掲載スヘキ新聞紙ヲ指定スヘキ
モノナルヲ明瞭ナルモノトシテ如シ
(二) 一(二) 八) 裁判所ハ召集云々(第五百九十五條
第三項)

負債者ノ業務ノ景状ヲ調査スルノ任ヲ帶フハ
キ鑒定人ノ撰定ハ全ク商事裁判所ノ職權ニ委
任セラレタルニ唯調査鑒定人及ニ監視委員ハ
其郡内ニ住居スル者ニ就テ之ヲ撰定スハキ
制限ニ從フハ是レ第六百ニ條ノ明文ニ據テ
然ルニトス故ニ裁判所ハ若シ裁判官ニ於テ
適當ナリト思量シタル中ハ債主ニ此職掌ヲ委
任スルヲ得ヘシ然レ氏概シ之ヲ為サバハ
債主ノ公平無私ヲ傷ケ疑ヲ来スノ嫌アルヲ以
テナリ
然シテ裁判所カ調査鑒定人ノ行為ヲ監視スル
カ為テニ其裁判官中一名ヲ選出シテ以テ之
ヲ行ハシムルハ乃チ債主ト負債者トノ利益ニ

於ケルニト謂フヘシ
(二) 一 二 九 裁判所ハ假リ猶豫ヲ負債者ニ付與
スルヲ得ヘシ云々(第五百九十五條第四項)
支拂猶豫ノ請求ハ負債者ヲシテ債主ノ起訴ヲ
避ケサシムルニ足ラサルモトス即チ其猶豫ヲ
ラ付與スル所ノ判決ハ獨リ之レカ効力ヲ生セ
シムルヲ得ヘシ蓋シ法律ニ於テハ負債者ヲ
シテ疲弊セシムヘキ起訴ト其ノ家資分散ヲ妨
クルカ為メニ商事裁判所カ所長ノ召集ニ因テ
其事件ヲ受理シタル中ハ假令ニ審問ノ進行中
ニ於ケルモ假リ猶豫ヲ負債者ニ付與スルヲ
全裁判所ニ許可シタルナリ
(三) 一 三 〇 假リ猶豫ノ効力ニ付テハ法律ハ全

ク之ヲ緘黙ニ付シタリ故ニ其猶豫期限ノ短キ
キハ格別ナルモ左ナキニ於テハ確定ノ猶豫ト
全ク同一ナルト論結シテ可ナルヘシ且ツ
代議士院ノ委員ハ假リ猶豫ノ許可ヲ辨明スル
カ爲メ一時起訴ヲ停止シ且ツ民事禁錮ノ執行
ニ於テハ如キ説明ヲ爲シタリ曰ク裁判所
ヲ中止スルハ必要ナシ且ツ民事禁錮ノ執行
ノ如クナラハ此猶豫ハ却テ虚偽トナリ
テ負債者ノ業務ヲ錯雜混乱スルニ至ルヘシ
三一二 商事裁判所ニ於テ假リ猶豫ヲ付與
シタル後ハ控訴院ニ於テ確定ノ判決ナキ以
上ハ家資分散ヲ公告スルヲ得ス若シ然ラサ
ルキハ既ニ許與シタル猶豫ヲ直接ニ非認食言

スルモノニシテ斯ノ如キ権能ハ裁判所ニ屬セ
サルモノト謂フヘシ然レモ猶豫ノ請求ヲ負債
者ニ於テ下戻シタル片及ヒ裁判所ニ於テ猶豫
ノ取消ニ於ケル第六百八條参照スル如キ場合ニ於
テハ假リ猶豫ノ許與ハ無効ト者做サルヘシ隨
テ原被西造ハ以前ノ景状ニ復セラルヘキニ
トス之ヲ外ニシテハ確定猶豫ノ請求ノヒキニ
ハ家資分散ノ公告ヲ爲スヲ妨テサルヘシ何
ントナレハ其請求ノ爲メニ負債者ニ對スル起
訴ヲ停止スルヲナケルハナリ
三一二 確定猶豫ノ如ク假リ猶豫モ亦負債
者ニ對スル起訴ヲ停止シ且ツ負債者ヲシテ依

然其財産ヲ管理セシムルモトス蓋シ負債者
ヲシテ其債主ヲ害スヘキ手段ヲ行ハルヤサル
トニ注意シテ若干ノ方法ヲ之ニ施スヘキハ尤
モ條理ニ適ヒタルモノトス故ニ第五百九十五
條ノ末項ニ左ノ如ク規定セラレタルモ亦此目
的ニ外ナラサルヘシ
此場合ニ於テハ裁判所ハ一名若クハ数名ノ
委員ヲ任命スヘシ云々
第五百九十六條
債主ヲ召集スルニハ掛リ裁判官ヨリ債主各
箇ニ宛テタル書留郵便ヲ以テシテ而シテ召集
ノ為メニ定メタル日ヨリ八日前ニ右召集
ラ郵便局ニ送スヘシ且ツ其召集ノ旨ヲモ

ニト一山報及ニ掛リ裁判官ノ指定シタル所
聞紙ニ三回掲載スヘシ
前項召集ノ旨ヲ掲載シタル新聞紙壹葉ヲ債
主集會前ニ書記局ニ差出スヘシ
負債者ハ右召集并ニ新聞紙掲載ノ費用ニ充
ルニ必要ナリト思量シタル金額ヲ其事ヲ主
管スル書記ニ豫メ納ムヘシ

要旨

三一三三 第五百九十六條規定ノ大要

註釋

三一三三 第五百九十六條ハ訴訟手續ニ関ス
ル規則ノイヲ記載シタルモノナリ故ニ今之レ
ニ簡單ナル意見ヲ加フルニ止メントス

ノ、如シ但シ其見積ニ付キ異論アル場合ニ於
テハ裁判所ニ上訴スルヲ得ルモノトス

第五百九十七條

掛リ裁判官ハ其指定シタル日ニ債主又ハ代
理者ノ面前ニ於テ裁判所ニ報告ヲ為スヘシ
債主又ハ代理者ハ負債者ト對審々問セラレ
ハシ而シテ各自別々ニ其債権ノ時期并ニ支
拂猶豫ヲ承諾スルヤ否ノ申立ヲ為スヘシ
右ニ付キ明細ナル調書ヲ作り債主及ニ負債
者ヨリ差出シタル証憑書類ヲ添付スヘシ
裁判所ハ之ニ其理由ヲ明記セル意見書ヲ付
スヘシ

要旨

二一三四 第五百九十七條第一項ノ説明
二一三五 第二項ノ説明
二一三六 第三項及ヒ第四項ノ説明

註釋

三三四 掛リ裁判官ハ其指定シタル日ニ云々(第五百九十七條第一項)
支拂猶豫ノ請求ニ付キ諾否ヲ議スルカ為メニ開ク所ノ債主ノ會議ハ商事裁判所全員ノ面前ニ於テスヘシ掛リ裁判官ハ負債者ノ財産ノ景状ト負債者カ現ニ其義務ヲ履行スル能ハサルニ至リタル原因トニ付キ其報告書ヲ會議ニ差出スヘシ而シテ此會議ニハ負債者モ亦之ニ臨席スヘキモノトス何ントナレハ法律ニ於テ

債主ヲ召集スルハ掛リ裁判官ニ於テ之レヲ為スモノニシテ其手續ハ白耳義「モ」ト「ル」ニ掛リ裁判官ニ於テ指定シタル他ノ新聞紙ニ三回召集ノ旨ヲ掲載シ且ツ各債主ニ書留郵便ヲ以テ其旨ヲ通知スルニ在リ
此書留郵便ハ債主會合ノ為メニ定メタル日ヨリ少クトモ八日前ニ之ヲ郵便局ニ發送スヘシ而シテ此期限ハ白耳義ノ極端ノ地ニ發送スルモ通常能ク其信書ノ名宛ニ到達スルヲ以テ本邦運輸ノ便利ナシタル現狀ニ於テハ之レヲ充分ナルモノト看做シタルニ依ル
新聞紙掲載ノ方法ヲ以テスル召集ハ必竟遺漏ナキ「フ」ヲ保証スルカ為メナレハ法律ハ召集ノ

旨ヲ掲載シタル新聞紙壹葉ヲ債主集會前ニ書
記局ニ領置スヘキヲ要セリ
又支拂猶豫ハ負債者ノ主タル利益ノ為メニ之
ヲ請求スルモノナルカ故ニ債主ノ召集并ニ新
聞紙掲載ノ費用ニ充ツルニ必要ナリト思量シ
タル金額ヲ預メ書記局ニ納ムヘシ而シテ
此金額ハ成規ノ手續ヲ履行スヘキ書記ノ手裏
ニ之ヲ交付スヘシ掛リ裁判官ハ其書面ヲ記シ
テ之ニ氏名ヲ手署スルニ止マルモノトス
法律ハ右費用ニ充ツルニ必要ナリト思召レタ
ル金額ヲ定ムルハ何人ノ任ナルヤヲ明記セサ
ルナリ蓋シ其精神ニ依テ之ヲ考フレハ其金
額ノ見積ハ掛リ裁判官ニ放テ之ヲ為スヘキモ

負債者ト債主トノ間ニ反對ノ論議ノ生スルコ
トアルヘキモノト假定シタルカ故ナリ(第五百九
十七條第二項)
債主ハ代理者ヲシテ此會議ニ臨席セシムルコ
ト得ヘシ而シテ其委任状ハ私署名証書ヲ以テ
之レヲ附與スルコトヲ得ヘシ是レ法律ニ於テ公
正証書ヲ用ユルコトヲ要セサルカ故ヘナリ(民法
第五百九十八條)
債主又ハ代理者ハ云々(第五百九十
七條第二項)
債主ハ負債者ト對審ニ放テ自ラ適當ナリト思
量スル所ノ意見ヲ述フルコトヲ得ヘシ又債主ハ
支拂猶豫ヲ是認又ハ非認スルコトヲ得ヘシ又債主ハ

ルヲ得ヘシ蓋シ法律ニ於テ一切債主ニ屬ス
ル所ノ干渉ノ權ヲ制限セサルヲ一切債主ニ屬ス
ル所ノ干渉ノ權ヲ制限セサルヲ一切債主ニ屬ス
討議ノ終了シタルハ各債主ハ其債權推ニ屬ス
ル金額ヲ申立テ而シテ後々其支拂猶豫ノ請求
ヲ承諾シ又ハ之ヲ承諾セサルヤヲ決スルカ為
メニ投票言ニ着手スヘシ
三二一三六右ニ付キ明細ナル調書ヲ作り云々
第五百九十七條第二項
ケル債主ノ二様ノ多数カ支拂猶豫ノ請求ヲ可
下スル氏及ヒ裁判所ニ放テ負債者ノ債高カ其
借高ニ超過スルヲ証明シタルハ裁判所ハ
可決ノ意見ヲ與フルヲ証明シタルハ然レ氏必スシ

モ之レヲ與フルノ義務アルニアラス是レ法律
カ全ク判定ノ自由ヲ裁判所ニ一任シタルニ依
ルナリ若シ債主ノ人員ト金額トノ多数カ支拂
猶豫ノ請求ヲ承諾セサルハ又ハ負債者ノ借高
カ其債高ヲ超過スルハ右請求ノ許可ハ法律
上之ヲ為ス能ハサルモノニシテ裁判所ノ意見
モ必ラスヤ之ヲ不可トセサルヲ得ス

裁判所ノ意見書及ヒ支拂猶豫ノ請求ニ関ス
ル書類ハ總ヘテ三日内ニ管轄控訴院ノ檢事
長ニ差出スヘシ檢事長ハ其意見書ヲ付シニ
之ヲ院長ニ送付ス院長ハ評定官一名ニ事件
ノ取調ヲ委任シ其報告ニ基キテ控訴院ハ右

書類ヲ受理シタルヨリ八日内ニ判決ヲ為ス
ヘキモノトス

要旨

三一三七 代議士院委員ノ報告拔萃

三一三八 故障ノ申立ヲ為ス所ノ債主ハ控

訴院ニ於テ參涉スルヲ得ス

三一三九 命スルヲ得ヘシ

命スルヲ得ヘシ

註釋

三一三七 代議士院委員ノ報告書中ニ左ノ一

章ヲ記載シタルヲ見ル

商法草案第六百三條(本法第五百九十八條ハ

何等ノ議論ヲモ生シタルヲナシ唯代議士院

委員ハ支拂猶豫ノ許可ニ付キ草案ニハ控訴
院ナル語ヲ使用シタルモ全控訴院即チ其全
局ヲシテ干與セシムルノ意ニアラス唯々控
訴院ノ民事局ノ之ニ干與スヘキモノト
解セサルヘカラサル旨ヲ注意セシメ且ツ檢
事長ノ干與ヲ要シ而シテ其猶豫ノ事件ハ社
會全体ニ利害ヲ及ホスヘキモノニシテ檢察
官ノ監督ヲ要スヘキナリ云々
三一三八 支拂猶豫ニ對シ故障ノ申立ヲ為ス
所ノ債主ハ控訴院ニ於テ參涉シ及ヒ新々ナル
証憑并ニ請求書若クハ意見書ヲ差出スノ權利
ヲ有スルヤ
此問題ハ代議士院ニ於テ久キ討議ノ目的下ナ

リタルモナリ
可決ヲ主張スル
案ヲ提出シタリ
為ス所ノ債主ハ
請求書ヲ控訴院
出シテアリタル
生セザラン
此修正案ハ第一
モ後々司法大臣
ルトツジ氏ノ為
ラル、ニ至レリ
タルヲ知ルヘキ
然シテ此修正案
排斥シタル主要
論旨ヲ

舉クレハ乃左ノ如シ
法律ノ主義ハ支拂猶豫ノ事件ニ於ケル審理ハ
商事裁判所ニ於テ完全ナル方法ヲ以テ之ヲ為
スモトスルニ在リ則チ控訴院カ其猶豫ノ請
求ヲ判決スルモ亦專ラ此審理ニ基テ之ヲ行フ
モノナリ
又其手續ハ迅速ニ進行セシムヘキモノナルヲ
以テ則チ其書類ヲ受領シタル日ヨリ八日內ニ
控訴院ニ於テ之レカ判決ヲ為サザルヲ得ス是
レ其迅速ヲ要スルカ為メナリ故ニ設シ債主
カ意見書其他ノ方法ニ因リ控訴院ニ於テ參涉
スルヲ得ヘキモノトセハ此規則ハ死文トナス
ニ至レハ然リ而シテ何人ト雖モ訊問ヲ得ス

シテ處斷セラルヘカラサルハ通則ナルヲ以テ
故障ノ申立ヲ為ス所ノ債主ヨリ差出シタル意
見書其他ノ書類ハ之ニ答辯スルヲ得セシムル
カ為メニ負債者ニ傳觀セシメサルヘカラス則
チ此ノ如キ處分タル一定ノ期限内ニ控訴院カ
判決ヲ下スコトニ障碍ヲ及ホスモノニシテ之
ヲ除去スルニ途ナキモノナリ
最後ニ商事裁判所ニ於ケル審理ハ負債者ト債
主トヲ對質セシムヘキヲ注意スヘシ而シテ
債主ハ自身又ハ其代理者又ハ助成人ヲ以テ其
申立ヲ為シ且ツ自ラ適當ナリト思考スル所
一切ノ意見書其他總テ審理ハ法律ノ精神ニ
ヘシ故ニ控訴院ニ於ケル審理ハ法律ノ精神ニ

背馳スル延滞ヲ惹起スルノ具トナルニ過キサ
ルヲ一般ナリトス
三一九前文ニ掲ケタル問題ニ付キ與ヘラ
レタル解釋アルニ拘ラス若シ商事裁判所カ為
シタル審理ヲ控訴院ニ於テ充分ナリト認定
シタル控訴院カ其責任ヲ明カナラシムルカ
為メニ必要ナリト思量スル所ノ方法ヲ施行ス
ルヲ得サルモト云ハサ
ルヲ得ルモト云ハサ
命ヲ得ルヲ得ルモト云ハサ
馳セサルヲ得ルモト云ハサ
キモハハ控訴院ナリト定ムルカ為メニ適當ナル方
ル以上ハ其心証ヲ定ムルカ為メニ適當ナル方

法ヲ用ユルトテ控訴院ニ許サバルハ道理ニ適
合シタルモノト謂クヘカラス

第五百九十九條

控訴院ハ貸高ノ借高ニ充ルニ足ルモト雖モ
總テ要セザル所ノ金額四分ノ三ニ當ル
債權ノ代表スル債主ガ支拂猶豫ノ請求ニ對
シ明カニ承諾ヲ表シタル上ニ非サレハ其猶
豫ヲ付與スルヲ得ス
債主及口負債者ノ人員ハ多數ハ外國ニ本籍
ヲ有シ其距離遠隔ノ為メ集會ノ場所ニ赴ク
能ハス若クハ定マリタル日ニ代入ヲ差出ス
能ハサル所ノ缺席債主ノ債權及口人員ヲ算
入セスシテ之ヲ定ムルモノトス

第六百五條ニ依リ先取特權ヲ有スルモノト
認メラレタル債權若クハ其債權ヲ有スル人
員ハ亦之ヲ算入セサルモノトス

要旨

(一) 四百〇 第五百九十九條第一項ト政府ノ

草案トノ比較

(二) 一四二 債主ノ多數ハ之ヲ如何ニ算入ス

ハキヤ

(三) 一四三 教多ノ事件ニ付キ債主タル者ハ

入員ノ多數ニ於テ一人トシテノミ算入セ

ラル、モノトス

(三) 一四三 訟廷外ニ於テ與ヘタル承諾ハ之

ヲ多數中ニ算入スルヲ得ス

規則ニ代ユルニ現行ノ第五百九十九條ノ規則
ヲ以テセントト會議シタル所以ナリ而シテ之レ
ニ基キ分散和約ト同様第五百十二條參道其ノ
要セラレタル金額四分ノ三ニ當ル債權ノ代表
スル債主ノ人員ニ関スル多數ヲ以テ足レリト
シタルナリ
三二四二 債主ノ多數ハ其ノ現在人員ニ從テ
算定スルモノニシテ支拂猶豫ノ請求ニ付キ投
言スルカ為メニ會議ニ出席シタル債主ノ人員
ニ就テノ計算定スルモノモ非ラス蓋シ法律
ノ明文ト精神トニ依テ之レヲ視シハ毫モ疑ノ
存スヘキモノナシ何ントナレハ第五百九十九
條ニ於テハ要セラレタル金額四分ノ三ニ當ル

債權ノ代表スル債主ノ多數ト記載シタルハ十
リ是ヲ以テ會議ニ出席セサル債主ハ支拂猶豫
ニ對シ故障ヲ申立タルモノト看做スヘシ之ヲ
換言スレハ會議ニ欠席シタル者ハ否決ノ投言
ヲ為シタル者ニ等キモノト謂フヘシ
然レ氏債主ノ已ハヲ得ス會議ニ出席スル能ハ
スシテ為メニ支拂猶豫ノ請求ニ関シ其債權ノ
多數中ニ算入セラレサルヨアルヘシ是レ第五
百九十九條第二項及ヒ第三項ニ明文アル所以
ニシテ左ニ之レカ説明ヲ為サントスル所ナリ
三二四三 數多ノ事件ニ付キ債主タル者ハ人
員ニ於ケル多數ヲ定ムルニ當リ單ニ一人トシ
テ算入セラレハ是レ則チ此多數ハ人員ノ數

ニ從テ算定スヘキモノニシテ債権ノ數ニ依ル
ヘキモノニ非ラサレハナリ
三、一、四、三、商事裁判所ニ於テ開キタル會議ノ
後テ訟廷外ニ於テ付與シタル承諾ハ多數ヲ構
成スルカ為メニ之レヲ算入スルコトヲ得サルモ
ノトス
此論理ハ確定ノ旨趣ヲ以テ証明セラレタルモ
ノトス、千八百五十一年ノ立法者ハ司法官ニ支
拂猶豫ヲ付與スルコトヲ許可シ以テ請求ヲ審理
スル任ヲ請求ヲ判決スル權ヨリ判然別離セリ
而シテ其審理ハ商事裁判所ニ於テ之ヲ為スヘ
キモノノトシテ判決ハ商事裁判所ニ於テ之レヲ下スヘ
キモノノトセリ故ニ訟廷外ニ於テ既ニ時機ヲ失

シテ付與シタル承諾ハ法律ノ精神ニ背反シタ
ルモノナレハ之ノ受理スヘカラズ亦商事裁判
所ニ對シテ與ハタル承諾ハ控訴院ニ對シ之レ
ヲ取消スコトヲ債主ニ許スヘカラリルモノトス
故ニ會議ニ出席セザル債主ハ支拂猶豫ヲ拒絕
シタル者ト看做シ向シテ其暗黙ノ拒絕ハ以テ
顯明ナル投言ノ如ク取消スヘカラリルモノト
セリ
三、一、四、四、正當ニ召集セラレタル債主カ出席
セシメシメテ其負數ノ評議ノ為メニ足ラザルハ
裁判所ハ負債者ノ請求ニ基キ其會議ノ他日ニ
延ハスコトヲ得ハトヤ
吾人ノ所見ヲ以テスレハ此問題ハ之ノ否ト斷

定ヒサルヘカラス何ントナレハ法律ハ支拂猶
豫ノ請求ニ付キ第五百十五條ノ規則ト全様ノ
規定ヲ設ケリルカ故ナリ而シテ第五百十五條
ニ據レハ若シ分散知約カ唯々人員ノ多数ス
金額ニ於ケル四分ノ三ノ多数ニ依テ承諾セラ
レタルハ會議ハ八日迄延期スルヲ得ヘシ
蓋シ法律ノ明文ナキニ當リ其延期ヲ付與スル
ハ專横ノ處分タルヲ免カレリルヘシ況ンヤ支
拂猶豫ノ訴訟手續ハ迅速ニ進行スヘキヲ法律
ノ精神ナルニ於テマ
三十一四五債主ノ人員ニ於ケル多数云々(第五
百九十九條第二項)
會議ニ出席シ又ハ自己ノ代理ヲ為サシメント

ルモ能ハサル債主ノアルハ其出席ノキヲ
以テ支拂猶豫ヲ拒絶シタル者ト看做ス
ス現賢斯ノ如キ債主ハ故障ノ申立モ承諾モナ
サハルモノナリ是レ則チ第五百九十九條ニ於
テ人員ト金額ニ関スルニ様ノ多数ヲ以テ右債
主ノ人員ト債權ト算入セサル所以ナリ
三十一四五債主ノ人員ト算入セサル所以ナリ
ニ於テ外國人ノ債主アルハ事實上ノ問題ナ
ルヤ否ノ件ハ乃チ支拂猶豫ノ請求ヲ判決スル
ノ任ヲ帶ヒタル控訴院ノ評定ニ專屬スヘキ事
實ノ疑問ト謂フヘシ法律ニ於テハ唯々外國ニ
住居スル債主ノ下ノミヲ記載セリ故ニ白耳義
ニ住居スル債主ニ付テハ其召集ト會議トノ間

カ投言シタルハ其事實カ先取特権ヲ拋棄ス
ルノ意思ヲ証明スル一ニシテ足ラサルハ之
ヲ非認スル能ハサルモノナリ
然レモ法律上ノ問題ニ関シテハ反對ノ意義ヲ
以テ之ヲ解釋スルハキモノ如シ
原則上ヨリ論スルハ法律上ノ推測ハ已ム
得サル説明ニ出テタルモナリ故ニ類似ヲ口
實トシテ一ノ場合ヨリ他ノ場合ニ之ヲ敷衍ス
ルトフ得ス現ニ民法第百三十五條ニ法律上
ノ推測トハ別段ノ法律ニ據リ或ル所為又ハ或
ル事實ニ附スル所ノ推測ニ付テハ明文ヲ要ス
ヘシ是ヲ以テ分散和約ノ場合ニ付キ第五百十

三條ニ定メラレタル拋棄ノ法律上ノ推測ハ支
拂猶豫ノ場合ニ之ヲ及ホス
ノ狀況ヨリ觀察スレハ裁判所ヲシテ暗黙ナル
拋棄ノ存在ヲ確信セシムルモ分散和約ト同一
ナル決定ヲ採用セシムルハ法律上毫モ其必要
ヲ見サルノ意義ニ依ルナリ
之ヲ要スルニ分散和約ニ付キ第五百十三條ニ
於テ與ヘタル解釋ハ支拂猶豫ニ及ホスヘカラ
ス且裁判所ハ事實ヲ認定スル為メ全權ヲ有ス
ルモトス若シ支拂猶豫ノ請求ヲ判決スルノ
任ヲ帶ヒタル控訴院ニ於テ先取特権ヲ有スル
債主カ法律ヲ知ラス又ハ其他ノ事由ニ依リ其
先取特権ヲ拋棄スルノ意思ナクシテ不正當ニ

負債者ノ相續人ニ移ラサルモノトス但遺産
目録上ノ財産ニ依テ相續ヲ承諾シタルハ
此限ニアラズ

要旨

(三) 一四九 支拂猶豫ノ期限。延期
(三) 一五〇 延期ヲ得ルカ為メニ履行スヘキ

法式

(三) 一五一 假リ支拂猶豫ニ付キ控訴院判決

ノ影響

(三) 一五二 監視委員ノ任命

(三) 一五三 第六百條未段規則ノ説明

註釋

(三) 一四九 支拂猶豫ハ債主カ承諾セサル所ノ

支拂ノ延期ヲ命スルヲ以テ債主ト負債者トノ
間ニ成リタル合意ノ信用ヲ害スルニ至ル是レ
則チ法律ニ於テ支拂猶豫ノ請求ヲ判決スヘキ
裁判官ノ権力ニ若干ノ制限ヲ加フルヲ有要
ナリト量定シタル所以ナリ而シテ控訴院ハ十
ニケ月ヲ超過セサル支拂猶豫ノ期限ヲ定ムハ
キモノトス然レモ支拂猶豫ハ一年ヨリ多カラ
サル期限ヲ以テ更ニ延期セラル、一ヲ得ヘシ
但シ其全期限ハ假猶豫ノ期限ヲ合シテ二年ヲ
超ユルノ得ス殊ニ一年ノ最後ノ延期ハ前ノ
支拂猶豫ノ期限中負債者カ其借高百分ノ六十
ノ精算辨濟シタルト証明シタル負債者ニ付
與スルト得ヘシ(第六百條第一項第三項及ヒ

第四項
三一五〇 支拂猶豫ノ延期ヲ得ルカ為メニ履
行スヘキ法式ハ其猶豫ノ許與ニ付キ定メラレ
タル法式ト同一ナルヘシ是レ則テ第六百條第
五項ニ於テ第五百九十四條及ヒ其次條ニ送リ
タル所以ナリ
三一五二 負債者ノ住地ヲ管轄スル控訴院ハ
支拂猶豫ノ請求ニ付キ確定ノ判決ヲ下スヘキ
モノナリ而シテ此請求ヲ聽許セラレタルハ
控訴院ニ於テ付與シタル確定ノ猶豫ハ商事裁
判所ヨリ假リニ付與シタル猶豫ニ代ルモノト
ス然レモ此請求ヲ棄却セラレタルハ假リ猶
豫ハ當然廢止セララルヘシ蓋シ確定ノ決定アリ

タル後チハ假リ猶豫ノ消滅スヘキハ勿論ニシ
テ其存在スヘキノ理由アルヲ見ス(第六百條第
五項ヲ參看スヘシ)
三一五三 支拂猶豫ヲ付與スルニ付キ控訴院
ハ負債者ニ付與シタル猶豫ノ全期限間負債者
ノ行為ヲ視察シ及ヒ監督スヘキ一名若クハ教
名ノ委員ヲ任命スヘシ(第六百條第二項而シテ
此委員ハ負債者カ自己ノ資産ヲ藏匿シ以テ其
債主ノ害セサルニ注意スルヲ以テ緊要ナリト
ス)
三一五三 支拂猶豫ノ利益ハ其利益ヲ付與セ
ラレタル負債者ノ相続人ニ移ラサルモトス
但シ遺產目錄上ノ財産ニ依テ相続ヲ承諾シタ

ルキハ此限ニアラヌ第六百條末項此規則ノ理
由ハ乃チ第五百九十三條ノ註釋中ニ於テ既ニ
叙述シタル所ト同一ナルモノトス蓋シ單純ナ
ル承諾ハ死者ノ財産ト相続人ノ財産トヲ必ラ
ス混同スヘシ是ヲ以テ相続人ハ法律ニ定メタ
ル條件ヲ具備シ且自己ノ名義ヲ以テスルニア
ラサレハ支拂猶豫ヲ付與セラル、一ヲ得ス反
對ノ場合ニ在テハ遺產目錄上ノ財産ニ依リテ
為シタル承諾ハ二個ノ財産ヲ混同スルヲ得サ
ラシム故ニ相続人ハ死者ノ財産ニ関シテハ其
ト死者ニ付與セラレタル支拂猶豫ヲ利スルモノ

第六百一條

假支拂猶豫ヲ許可シタル裁判若クハ確定ノ
支拂猶豫ヲ付與シタル判決又ハ支拂猶豫ノ
延期ハ監視委員ノ請求ニ由リ其日附ヨリ三
日以内ニ商事裁判所ノ訟廷ニ貼示シ且白耳義
長ヨリ指定シタル新聞紙ニ掲載スヘシ
要旨

二一五四 第六百一條ニ定メタル公告ノ理

二一五五 第六百一條ト第五百九十六條ト

ノ矛盾
註釋

三一五四 支拂猶豫ノ許可ハ教多ノ人統中其

許可ヲ與ヘラレタル負債者ノ債主ニ關係ヲ有
スルモノナリ故ニ假支拂猶豫ヲ許可シタル裁
判及ヒ確定ノ支拂猶豫ヲ付與シタル判決又ハ
支拂猶豫ノ延期ハ監視委員ノ請求ニ由リ其日
付ヨリ三日ノ期限内ニ負債者ノ本籍ヲ有スル
地ノ商事裁判所ノ期限内ニ貼示シ且白耳義モニ
トシル報及ヒ其他ノ新聞紙ニ掲載シテ其旨ヲ
公告スルヲ要ス
三一五五 第六百一 條ニ於テ商事裁判所長ヨ
リ新聞紙ヲ指定スル云々ノ事ヲ掲ケタルハ第
五百九十六條ト矛盾抵触スルモノト云サルヲ
得ス何ントナレハ第五百九十六條ニ據レハ新
聞紙指定ノ事ハ掛リ裁判官ニ於テ之レヲ為ス

ヘキモノト為シタレハナリ而シテ余輩ハ第五
百九十六條ノ規定ニ從フヘキモノト信セリ其
主意ハ第五百九十五條ノ註釋中ニ於テ詳説シ
タルヲ以テ右註釋ニ讓リ此ニ之ヲ贅セス

第六百二條

調査鑑定人及ヒ監視委員ハ郡内ニ本籍ヲ有
スル者ノ中ヨリ之ヲ撰命スヘシ
調査鑑定人ハ其職務ニ就ク前掛リ裁判官ノ
面前ニ於テ善良忠實ニ其任ヲ盡スノ宣誓ヲ
為スヘシ
監視委員ハ商事裁判所長ノ面前ニ於テ全一
ノ宣誓ヲ為スヘシ
監視委員ノ謝金ハ負債者ノ業務ノ性質ト狀

況トニ從ヒ商事裁判所長於テ其額ヲ定ムハ
シ而シテ其金額ハ支拂ヒタル費用ト共ニ先
取特推ヲ以テ辨濟セララルヘキモノトス
員債者ノ債主ニシテ委員ニ任命セラレタル
者ハ謝金ヲ受クルノ權利ヲ有セサルモノト
ス

要旨

三一五六 第六百二條第一項ニ該當スル政
府ノ草案ノ本條ノ編纂ニ加ヘラレタル修

正

三一五七 調査鑒定人ト監視委員トノ宣誓

三一五八 謝金ノ費用

三一五八 謝金ノ費用

註釋

三一五六 調査鑒定人及ヒ監視委員云々(第六

百二條第一項)

政府ノ草案及ヒ代議士院委員ノ草案ハ第六百

二條第一項末文ノ次ニ左ノ如キ語ヲ増補セラ

レタリ其執務中ニ於テ勤勉敏捷注意周到ナ

ルノ証アル者ハ此増補ハ元老院聯合委員ノ

發議ニ依リ無用ナルモノトシテ廢棄セラレタ

リ其故何ソヤ控訴院及ヒ商事裁判所ハ其職務

ヲ履行スルニ適當ナリト思量スル者ノ外ハ之

ヲ任命セサルヲ以テナリ

三一五七 調査鑒定人ハ掛リ裁判官ノ面前ニ
於テ宣誓ヲ為シ監視委員ハ商事裁判所長ノ面

カ面

前ニ於テ宜誓ヲ為スナリ而シテ斯ノ如キ差違
アル所以ハ代議士院委員ノ報告書中ニ於テ如
何ニ之レヲ辯解セラレタルヤヲ見ルヘシ
鑒定人ハ掛リ裁判官ノ監督ヲ受ケ以テ其職務
ヲ行フ則テ支拂猶豫ニ関スル請求ノ審理ヲ指
揮スルハ掛リ裁判官ノ任トス是ヲ以テ家資分
散事件ニ於ケルカ如ク掛リ裁判官ハ監定人
シテ其面前ニ於テ宜誓ヲ為シムルナリ而シ
テ監視委員ハ即時付與セララル、所ノ假猶豫ノ
場合ヲ除ク外掛リ裁判官ノ職務ヲ終リタル
キニ非サレハ任命セラレサルモノトス故ニ其
宜誓ハ商事裁判所長ノ面前ニ於テ之ヲ為スヲ
必要トスルナリ

三一五ハ 調査鑒定人及ヒ監視委員ノ謝金ハ
負債者ノ業務ノ性質ト状況トニ從ヒ商事裁判
所ニ於テ其額ヲ定ムヘシ而シテ其金額ハ費用
ト共ニ先取特權ヲ以テ辨濟セララルヘキモノト
ス蓋シ此金額ハ負債者及ヒ債主ノ利益ノ為
ニナシタルモノト思量セラレタルカ故ナリ第
六百二條第四項
委員ニ任命セラレタル債主ハ此謝金ヲ受クル
ノ權利ヲ有セサルモノトス何ントナレハ其監
督ハ幾分カ自己ノ利益ノ為ニ之ヲ行フヲ以
テナリ第六百二條末項蓋シ法律ニ於テハ監視
委員ノ事ノ已ムヲ得サル場合ニ之ヲ適用スヘキ
ル例外ハ事ノ已ムヲ得サル場合ニ之ヲ適用スヘキ

モノナルカ故ニ之ト同一ナル決定ヲ調査鑑定
ニ當用スルヲ得ス然レモ本法第六百二條
ニ該當セル政府ノ草案第六百七條ハ監視委員
及ヒ調査鑑定人ニ委員ナル語ヲ用ヒタルカ為
メニ疑ヲ来メサ、ルヲ得ス其明文ニ調査委員
及ヒ監視委員ハ選定セラルヘシ中略次ニ負債
者ノ債主ニシテ委員ニ任命セラレタル者ハ謝
全ヲ受クヘキ權利ヲ有セサルモト然レモ
本法第六百二條ノ明文ニ於テハ調査鑑定人ニ
委員ナル名義ヲ付與スルヲナクシテ調査鑑定
人及ヒ監視委員ト判然區別ヲ為シタルヲ注
目スレハ此疑ヲ解クニ足ルヘシ故ニ第六百二
條ノ末項ハ監視委員ヲ目的トシテ之ヲ定メタ

ルモノニ非サルヲ信用スヘキモノ、如シ

